

第1期

町田市子ども発達支援計画案 (素案 第1案)

2017年●月

(2017/07/19)

町田市子ども・子育て会議

目次

第1章 計画の概要	7
1 計画の背景・目的	7
2 計画の位置づけ・計画期間	8
(1) 計画の位置づけ	8
(2) 計画の期間	9
第2章 支援を必要とする子どもの状況	11
1 人口推計	11
2 障害者手帳取得児童の推移	12
(1) 身体障害者手帳取得児童数	12
(2) 愛の手帳（療育手帳）取得児童数	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳取得児童数	13
3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況	14
(1) 全国における医療的ケア児数	14
(2) 全国における特別支援学校における医療的ケア児数	14
(3) 全国における小・中学校に在籍する医療的ケア児数	15
(4) 町田市における小・中学校に在籍する医療的ケア児数	15
4 通園・通学及び施設の利用について	16
(1) 保育園・幼稚園等を利用する加配等の対象児童数	16
(2) 特別支援学級の児童・生徒数	16
(3) 通級特別指導学級の児童・生徒数	17
(4) 町田の丘学園の在籍児童・生徒数	17
(5) 学童保育クラブにおける指導員の加配対象児童数	18
(6) すみれ教室における療育サービスの利用状況児童数	19
5 相談の利用状況	20
(1) 保健師の相談受付（個別支援活動）件数	20
(2) すみれ教室の相談受付件数	20
(3) 教育センターの相談受付件数状況	21
(4) 障害児相談支援の利用状況	22
6 障害福祉サービスの利用について	23
(1) 障害福祉サービス受給者証取得児童数	23
(2) 障害児相談支援の状況	23
7 障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制	24
(1) 障害児通所支援等の提供体制	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本的な視点	27
3 基本目標	28
4 施策の体系	29

5 施策の体系（ライフステージ別・利用機会別）	30
第4章 施策の展開	32
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人一人自分の中に光るものを持っている	32
目指す姿1 子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意思表示できる	32
基本施策（1）豊かな人間性や社会性を育む場の確保	32
基本施策（2）さまざまな活動への参加の支援	36
目指す姿2 大人になっていく力をつける	39
基本施策（1）子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実	39
基本施策（2）豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備	43
基本施策（3）子どもの成長に対する継続的な支援	47
基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている	50
目指す姿1 親子の健やかな子育て・子育ちを切れ目なく支える	50
基本施策（1）いきいきと自信をもって子育てするための相談支援の充実	50
基本施策（2）子どもと向き合いながら自分らしい子育てをするための親の理解の支援	54
目指す姿2 親が働くことを支える	56
基本施策（1）不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実	56
基本施策（2）不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実	59
目指す姿3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える	62
基本施策（1）重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援	62
基本施策（2）保護者や家庭等に課題を持つ家族の子育ての支援（案）	65
目指す姿4 一人ひとりに情報が確実に届く	67
基本施策（1）必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実	67
基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている	69
目指す姿1 人と人が関わりつなげる場をつくる	69
基本施策（1）親同士が関わり、つながることへの支援	69
基本施策（2）みんなが一緒に楽しみ、つながりあうことの支援（案）	72
目指す姿2 みんなで安全・安心のまちをつくる	76
基本施策（1）地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進	76
基本施策（2）子どもを連れて容易に外出でき、快適に生活できるまちづくりの推進	78
第5章 計画の推進	81
1 計画の進行管理	81
2 関係機関と連携	82
参考資料	84
索引	84

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」に関して使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景・目的

2012年4月に児童福祉法が改正され、障がい種別に分かれていた支援サービスが、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）にそれぞれ一本化されました。障害児通所支援のうち、児童発達支援、放課後等デイサービスは、全国のほとんどの圏域で指定され、障がいがある子どもが、身近な地域で支援を受けられる体制の充実が図られています。しかし、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターは、十分に配置されている状況ではありません。また、医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、一般の障がい児通所支援サービスで支援を受けることは難しい状況にあり、重症心身障がい児を主に支援する事業所が必要となります。さらに、医療的技術の進歩等を背景として、NICUに長期入院した後、人工呼吸器を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童が増加しています。

こうした中、2016年6月、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援の拡充と、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの質の確保等を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されました。また、時期を同じくして、発達障がい者の性別、年齢、障がいの状況及び生活実態に応じて切れ目なく支援を行うため、発達障害者支援法の一部が改正されました。これらの、法改正によって市町村は、厚生労働省の定める障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針に即した「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。その後、2017年3月31日に示された基本指針において、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められました。

町田市は、2012年4月に、「町田市子ども発達センターすみれ教室」を児童発達支援センターとして位置付け、児童発達支援サービスの提供を開始しました。さらに、2016年度から保育所等訪問支援を開始するとともに、医療的ケア児の利用に向けた体制を強化するなど、町田市の障がい児支援の中核的な施設としての体制を整えてきました。

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図る必要があります。また、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供するための体制の構築が必要です。

こうしたことを踏まえ、町田市は「障害児福祉計画」について、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、名称を「町田市子ども発達支援計画」として、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の理念に基づき、策定します。

2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

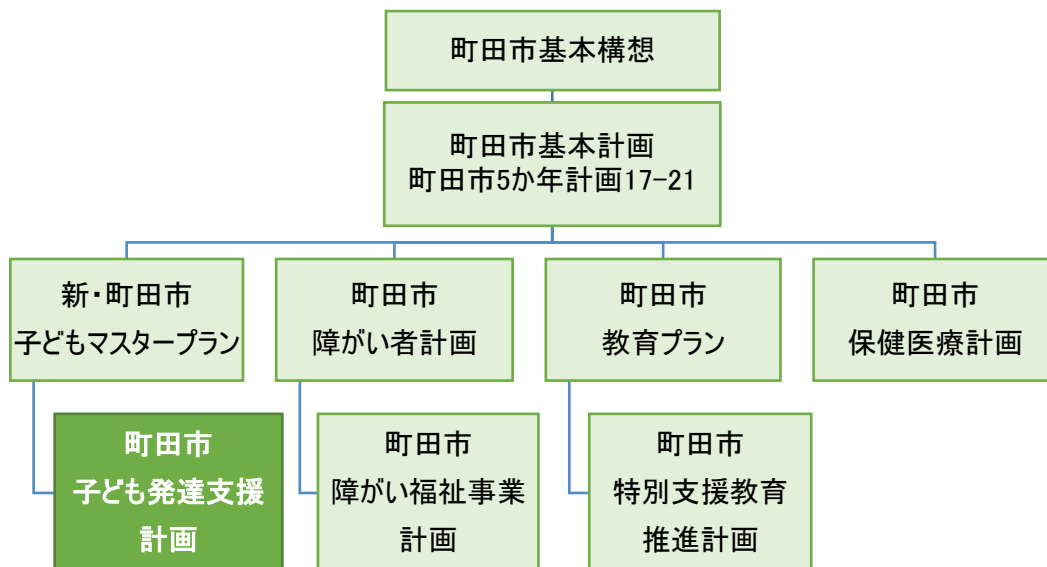
本計画は、「児童福祉法」で策定が義務付けられた「障害児福祉計画」として策定します。

「町田市基本構想」、「町田市基本計画」、「町田市 5 ヵ年計画 17-21」を上位計画とするとともに、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」を踏まえて策定された、町田市の子ども・子育て施策の基本的な方向性を示した「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画に位置付けて策定します。

また、「町田市障がい者計画」、「町田市障がい福祉事業計画」、「町田市教育プラン」、「町田市特別支援教育推進計画」及び「町田市保健医療計画」など、他の関連計画との整合性を図ります。

本計画の対象は、障がいの有無が明確でない児童も含めた、発達に支援の必要な0～18歳未満の子どもとその保護者とし、名称を「町田市子ども発達支援計画」とします。

■ 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2018 年度を初年度とし、2020 年度までの 3 カ年とします。

■計画の期間

計画名	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
新・町田市子ども マスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015～2024年度)									
	子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019年度)					子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024年度)				
町田市子ども 発達支援計画				町田市 子ども発達支援計画 (2018～2020年度)						
町田市 障がい者計画			第5次町田市障がい者計画 (2016～2020年度)							
町田市障がい 福祉事業計画	第4期町田市 障がい福祉事業計画 (2015～2017年度)			第5期町田市障がい 福祉事業計画 (2018～2020年度)						
町田市 教育プラン	町田市教育プラン (2014～2018年度)									
町田市特別支援 教育推進計画	町田市特別支援教育推進計画 (2015～2019年度)									
町田市保健 医療計画	第4次 町田市保健医療計画 (2012～2017年度)			第5次 町田市保健医療計画 (2018～2023年度)						

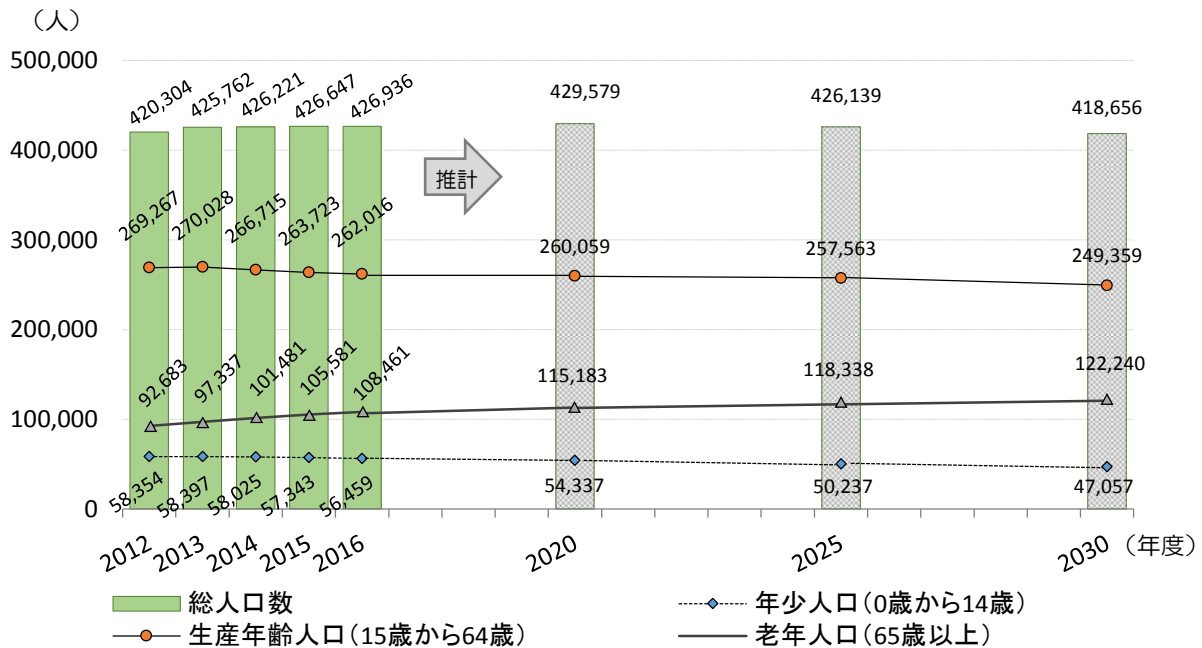
第2章 支援を必要とする子どもの状況

第2章 支援を必要とする子どもの状況

1 人口推計

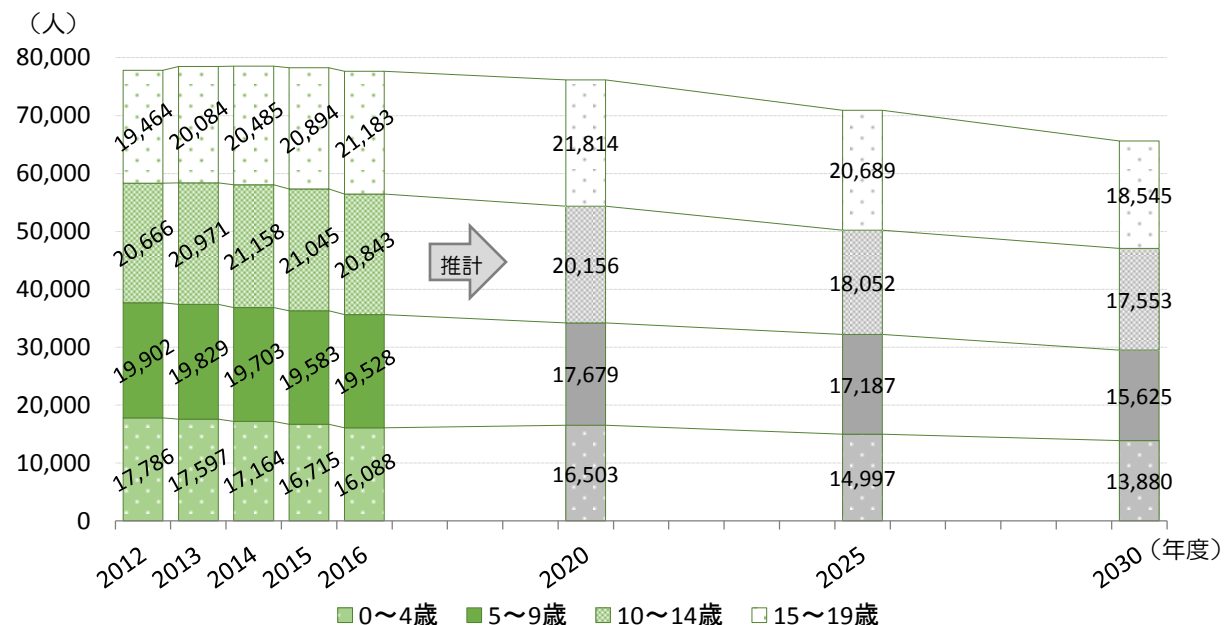
- 町田市の人口は、2020年度をピークに人口減少期に入る見込みとなっており、生産年齢人口及び年少人口も減少していきます。

■人口推計



- 19歳以下の人口は全体的に2015年度以降、減少傾向が予測される中、0～9歳の人口は2012年度からの減少傾向がそのまま続く見込みです。

■19歳未満の年齢別人口推計



2 障害者手帳取得児童の推移

(1) 身体障害者手帳取得児童数

- 「身体障害者手帳」の取得児童数は、未就学児以外は減少傾向にあります。

■ 「身体障害者手帳」の取得児童数

集計中

資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(2) 愛の手帳（療育手帳）取得児童数

- 「愛の手帳（療育手帳）」の取得児童数は、総数では2014年度まで増加傾向にありましたが、その後緩やかな減少となっています。
- 一方、11歳以下の取得数は過去5年間概ね増加していることから、同年齢における人口が減少傾向にあることを勘案すると、11歳未満の児童における「愛の手帳（療育手帳）」の取得割合が近年増加していることが考えられます。

■ 「愛の手帳（療育手帳）」の取得児童数

集計中

資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳取得児童数

- 精神障害者保健福祉手帳の取得児童数は、未就学児を除く 6 歳以上において、増加傾向にあります。

■ 「精神障害者保健福祉手帳」の取得児童数

集計中

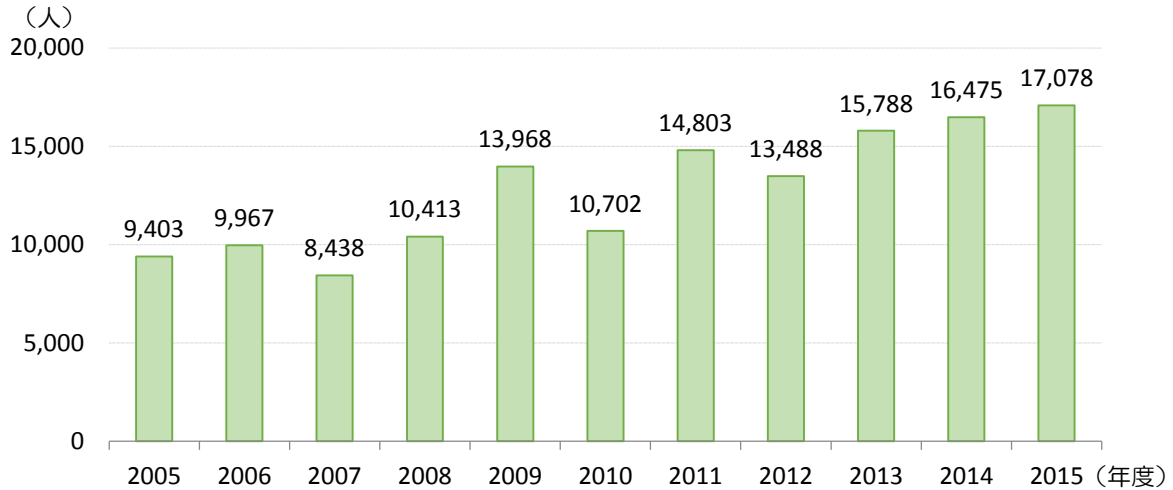
資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況

(1) 全国における医療的ケア児数

- 全国における医療的ケア児数は増加傾向にあり、2015年度は17,078人と、2005年度から7,675人増えています。

■医療的ケア児数



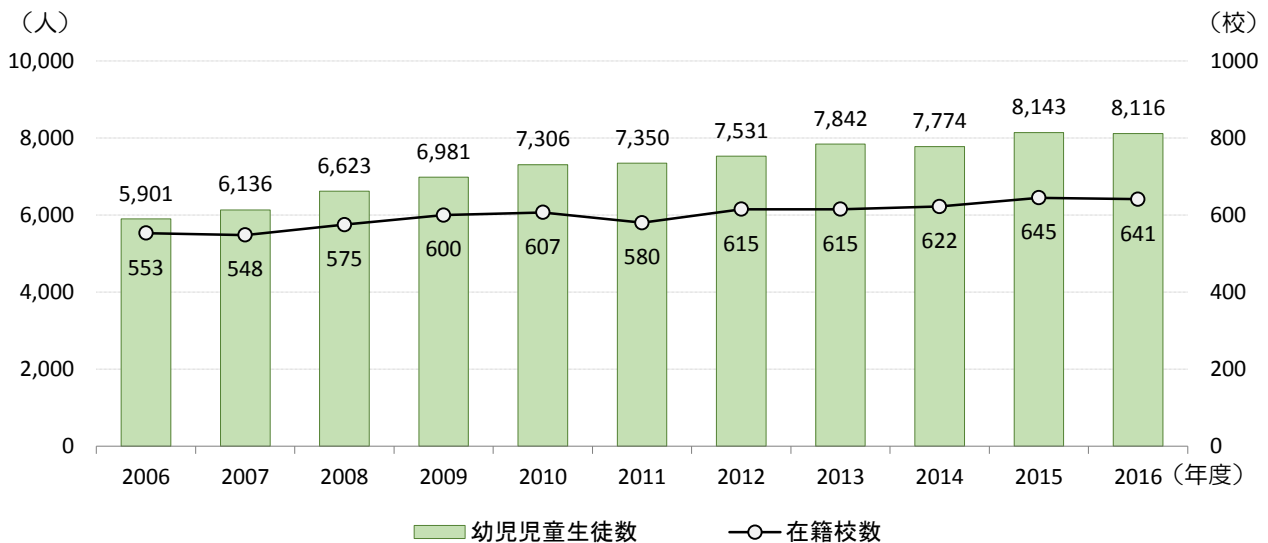
資料：埼玉医大総合医療センター

「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」中間報告

(2) 全国における特別支援学校における医療的ケア児数

- 全国の公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒は8,143名で、全在籍者(133,100人)に対する割合は6.1%となっています。
- 在籍校数は、2015年度は645校で、2006年度から92校増加しています。

■特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数と在籍校数

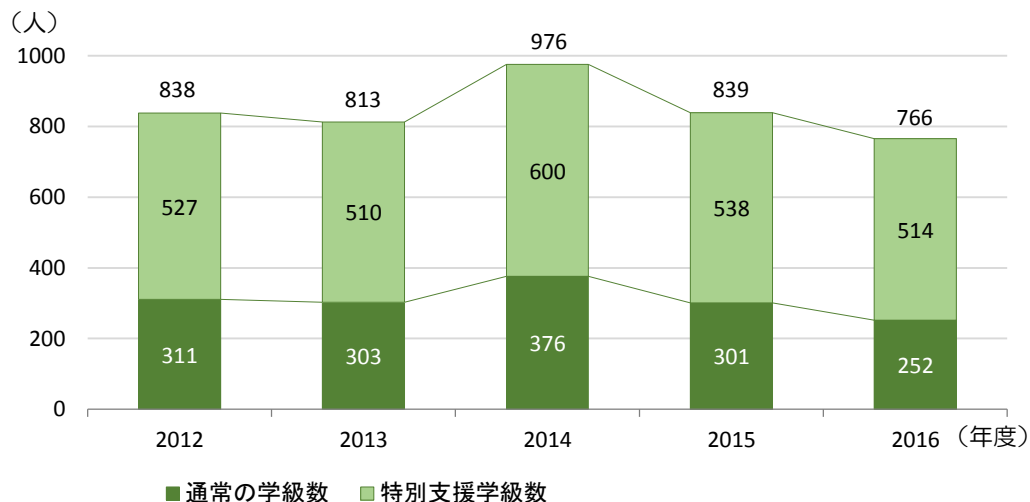


資料：文部科学省「平成27年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」

(3) 全国における小・中学校に在籍する医療的ケア児数

・全国の公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒は 839 名で、2012 年度とほぼ同水準の傾向にあります。

■小・中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数



資料：文部科学省「平成 27 年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」

(4) 町田市における小・中学校に在籍する医療的ケア児数

■町田市の公立小・中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

		(人)				
		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
小学校	通常の学級	0	1	0	2	2
	特別支援学級	0	0	1	1	2
中学校	通常の学級	0	0	0	0	0
	特別支援学級	0	0	0	0	0

資料：町田市教育委員会教育センター

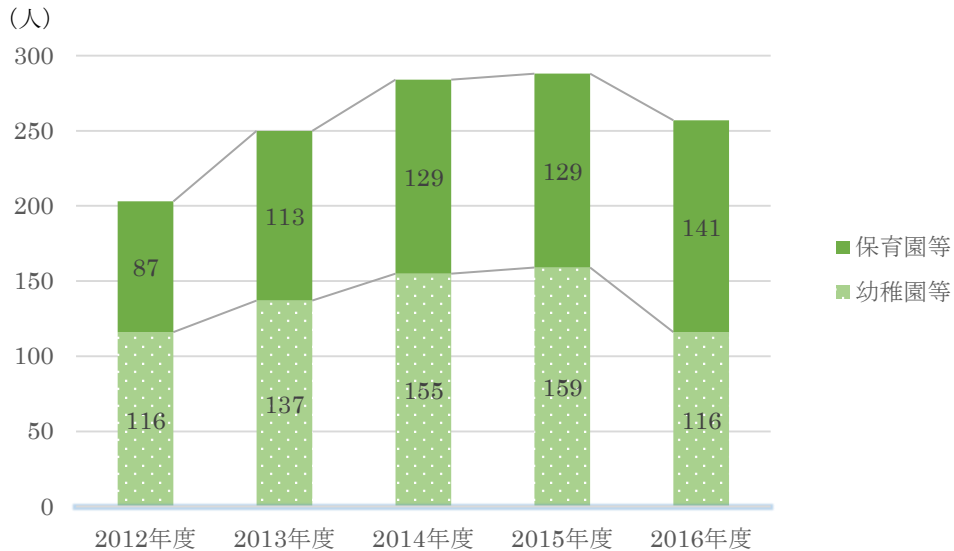
※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

4 通園・通学及び施設の利用について

(1) 保育園・幼稚園等を利用する加配等の対象児童数

- ・保育園・幼稚園等に通園している、保育士の加配等の対象となっている児童数は、増加傾向にあり、保育園の場合は約2倍近く増加しています。

■加配等の対象となっている児童数の推移

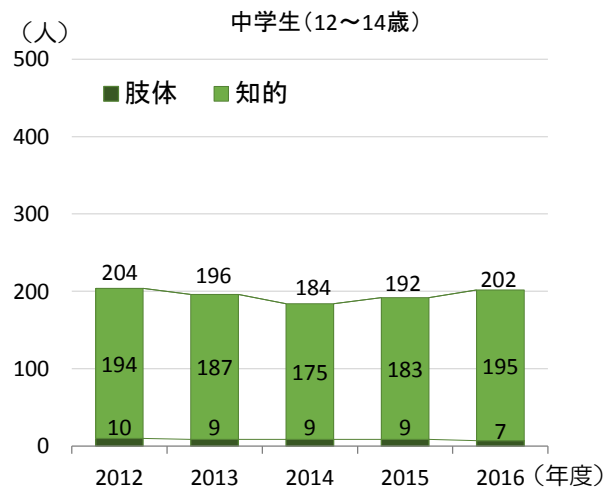
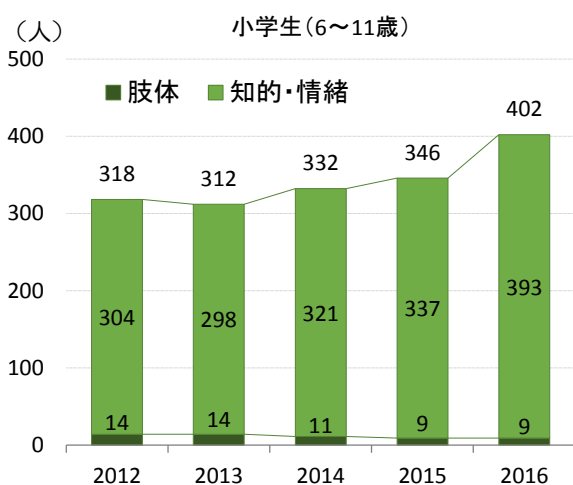


資料：町田市子ども生活部保育・幼稚園課

(2) 特別支援学級の児童・生徒数

- ・小学校の特別支援学級に在籍する児童数は、過去5年間増加傾向にあり、特に2015年度から2016年度までの1年間は大幅に増加しています。
- ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は、過去5年間大きな変動は見られません。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移

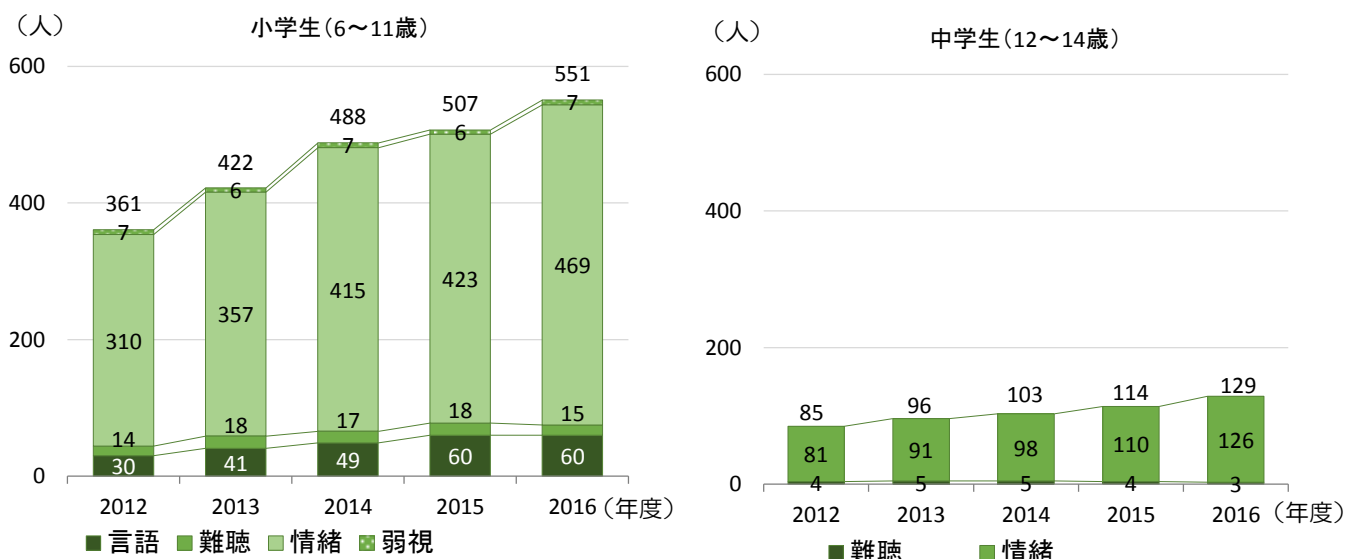


資料：町田の教育

(3) 通級特別指導学級の児童・生徒数

- ・小学校における通級特別指導学級利用児童数は、増加傾向にあり、2016 年度時点で、情緒障がい児が 469 人と 5 年間で約 1.5 倍、言語障がい児は 60 人と約 2 倍となっています。
- ・中学校においても増加傾向にあり、2016 年度時点で、情緒障がい児が 126 人と 5 年間で約 1.5 倍となっています。

■通級特別指導学級の児童・生徒数の推移

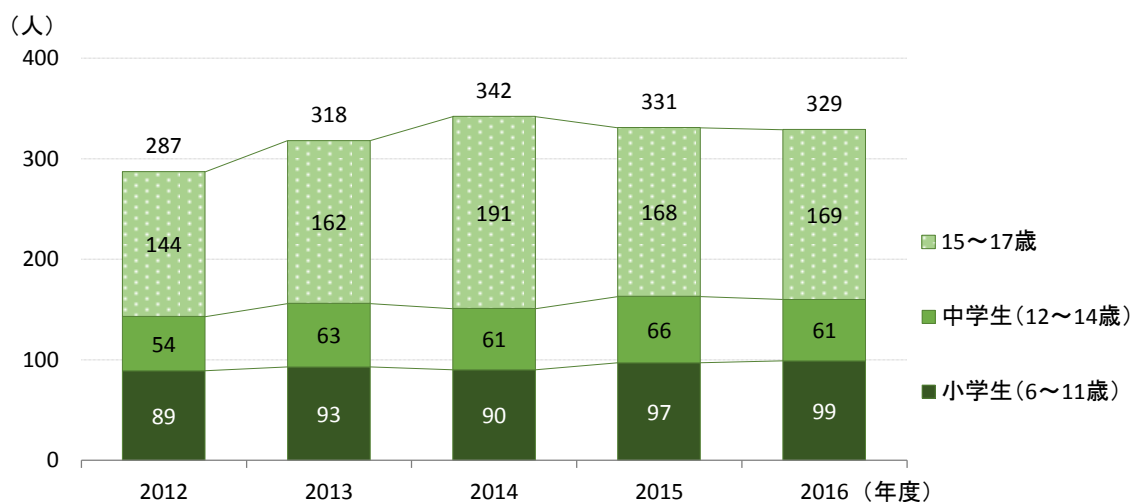


資料：町田の教育

(4) 町田の丘学園の在籍児童・生徒数

- ・知的障害教育部門に在籍する児童・生徒について、小・中学部では大きい変動は見られませんが、高等部では 2012 年度から 2014 年度まで増加し、その後減少しています。

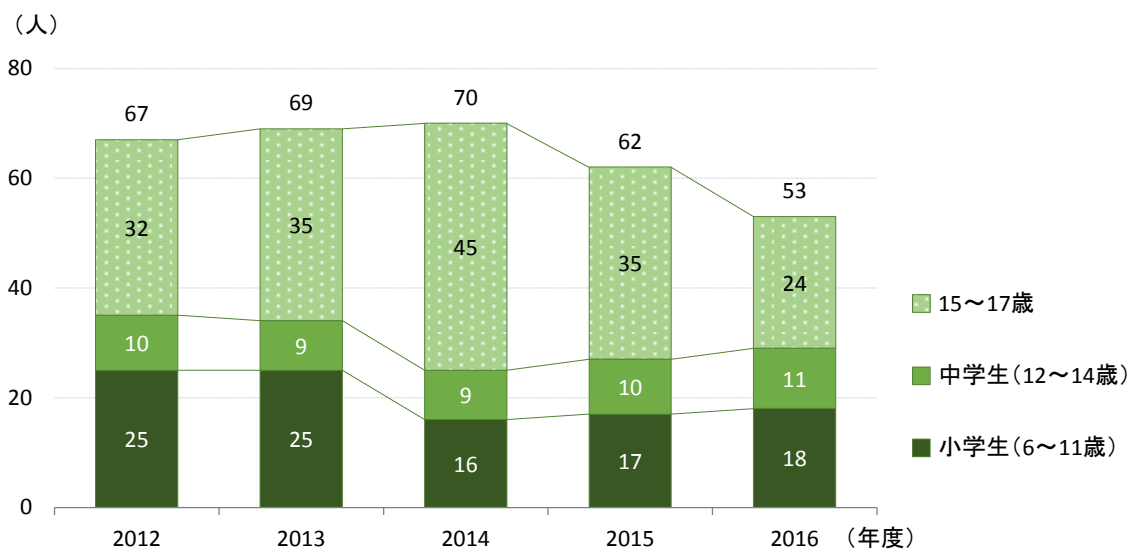
■特別支援学校「町田の丘学園」_知的障がい児数の推移



資料：東京都立町田の丘学園ホームページ

- 肢体不自由教育部門に在籍する児数・生徒は、年齢別の推移の違いが大きく、中学生は大きい変動は見られませんが、15～17歳児は2012年度から2014年度まで約1.5倍増加し、その後2016年度まで約半数まで減少している反面、小学生は2013年度から2014年度で減少し、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

■ 特別支援学校「町田の丘学園」_肢体障がい児数の推移

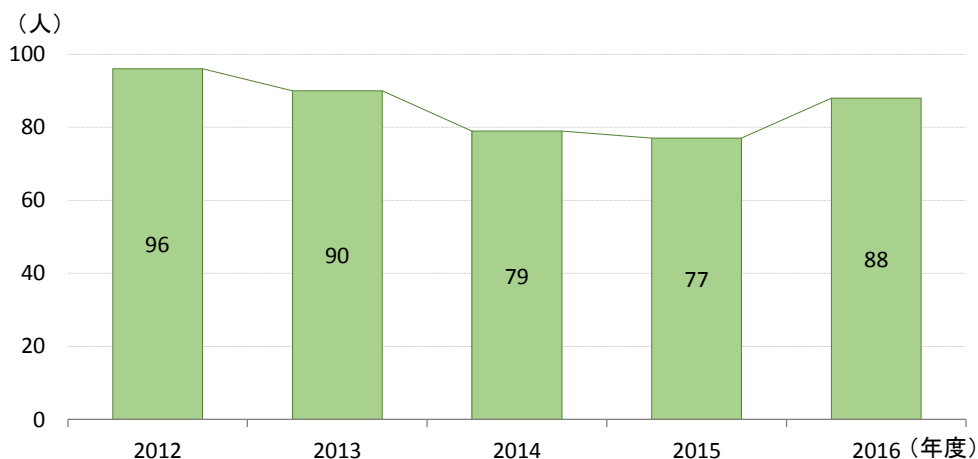


資料：東京都立町田の丘学園ホームページ

(5) 学童保育クラブにおける指導員の加配対象児童数

- 学童保育クラブにおける、指導員等を加配する対象となっている児童数は減少していましたが、2016年度は増加に転じました。

■ 学童保育クラブ加配対象児童数の推移

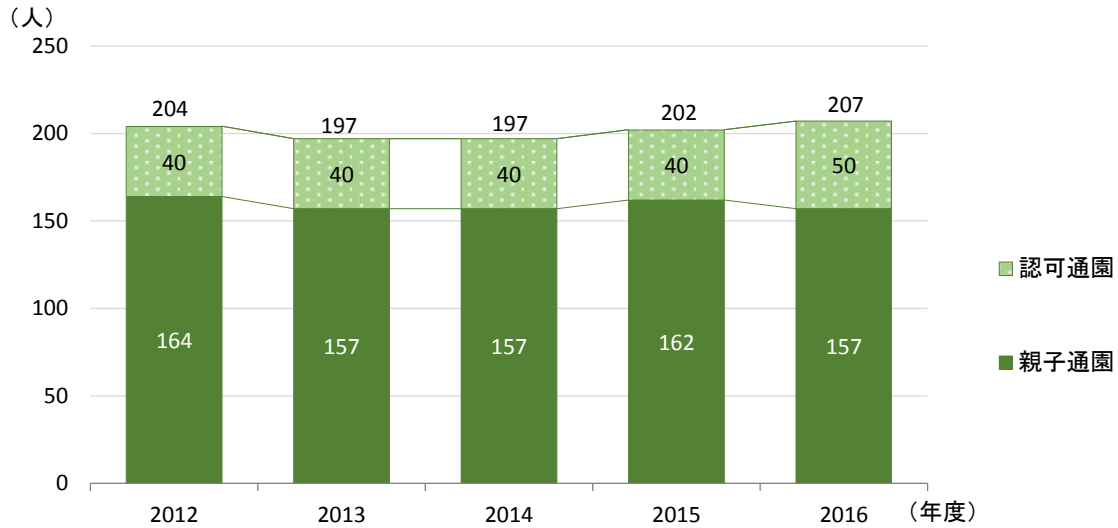


資料：町田市子ども生活部児童青少年課

(6) すみれ教室における療育サービスの利用状況児童数

- 定員が 40 名となっている認可通園の利用児童数は、過去 5 年間常に定員に達しています。なお、2016 年度からは、肢体不自由児を受け入れるため定員を増やしました。
- 親子通園の利用児童数も、大きな増減はありません。

■ すみれ教室の認可通園利用児童数の推移



資料：町田市子ども発達支援センターすみれ教室

5 相談の利用状況

(1) 保健師の相談受付（個別支援活動）件数

- ・保健師が受付けた相談件数は、概ね増加しています。

■保健師の地区活動件数※における発達支援に関する活動件数の推移



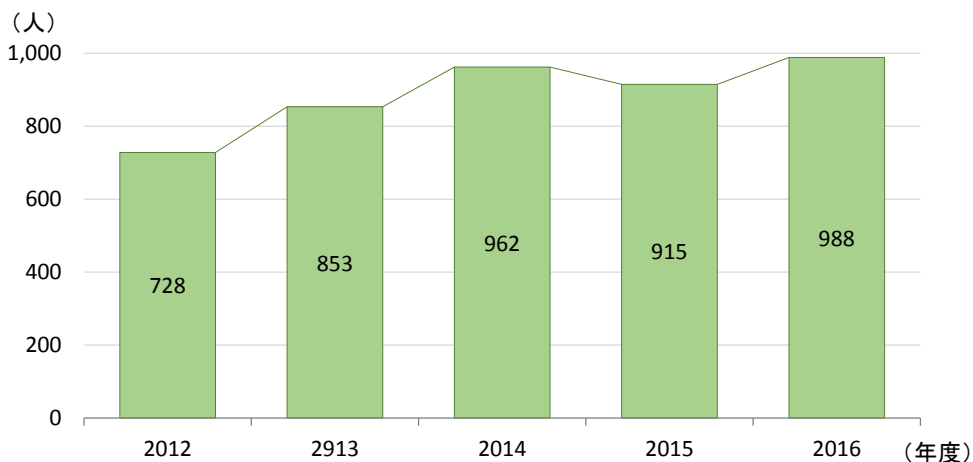
資料：町田市保健所 事業概要

※保健師地区活動：本人、家族、医療機関、福祉機関、教育関係などから相談や依頼のあったもの、また結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種検診・健康相談等で必要のある人に対して実施しています。（保健所事業概要より）

(2) すみれ教室の相談受付件数

- ・すみれ教室の相談受付件数は、概ね増加傾向にあります。

■すみれ教室の相談受付件数の推移

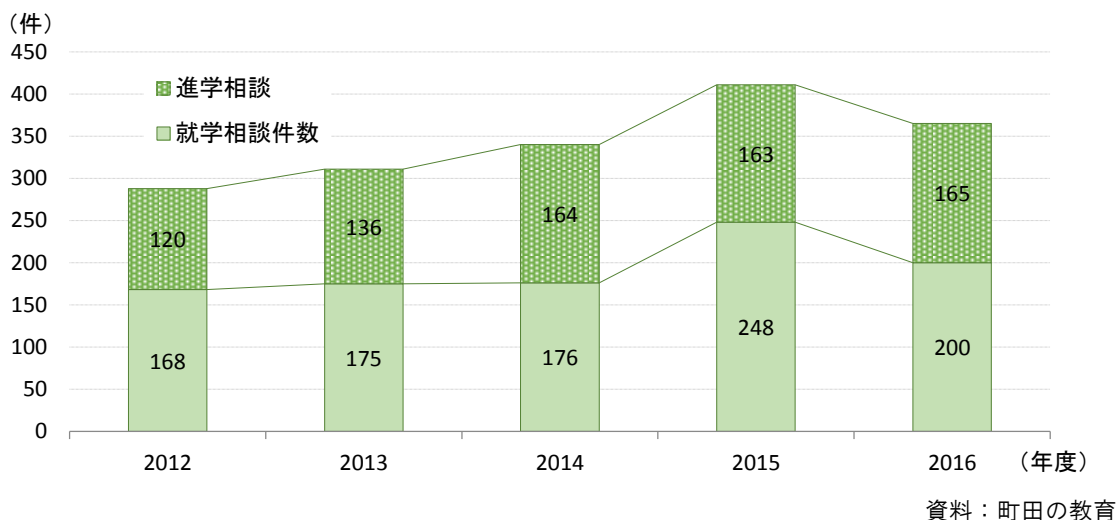


資料：町田市子ども発達支援センターすみれ教室

(3) 教育センターの相談受付件数状況

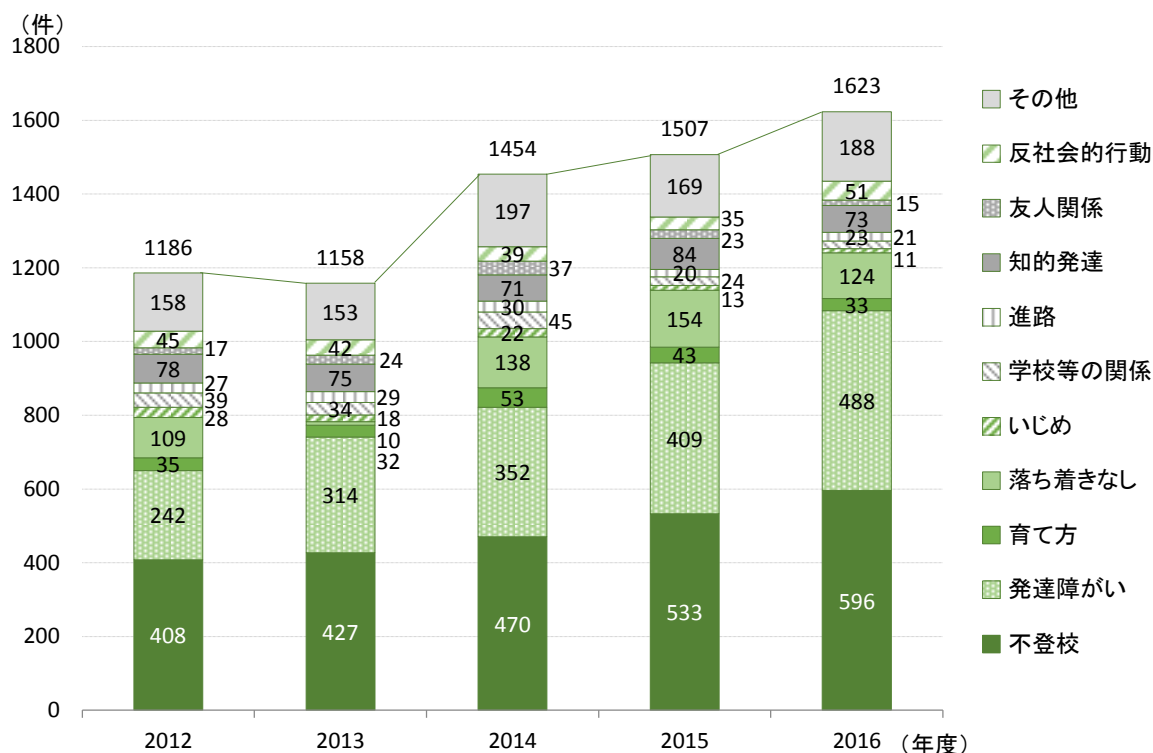
- 進学相談件数は 2014 年以降ほぼ横ばいで推移している反面、就学相談件数は 2015 年度に就学相談件数が増加し、その後減少しています。

■ 就学相談及び進学相談件数の推移



- 教育相談において、合計はおおむね増加していますが、相談内容で異なる傾向を示しています。「発達障がい」の相談件数は 2012 年度と比べ、2016 年度は約 2 倍以上増加しています。

■ 教育相談件数の推移



(4) 障害児相談支援の利用状況

- 「障害児通所支援制度」の初年度だった 2012 年度と、障がい者支援センターを立ち上げた 2016 年度は、相談が増加しています。
- こうした要因を勘案しても、児童福祉法に規定されている障害児相談支援の利用児童数は、大きく増加しています。特に発達障がいを要因とした相談が増えています。

■障害児相談支援の利用児童数の推移

集計中

6 障害福祉サービスの利用について

(1) 障害福祉サービス受給者証取得児童数

- 「障害福祉サービス受給者証」を取得する児童数は、増加傾向にあります。特に小学生の増加幅は大きいです。

■障害福祉サービス受給者証所持児童数の推移

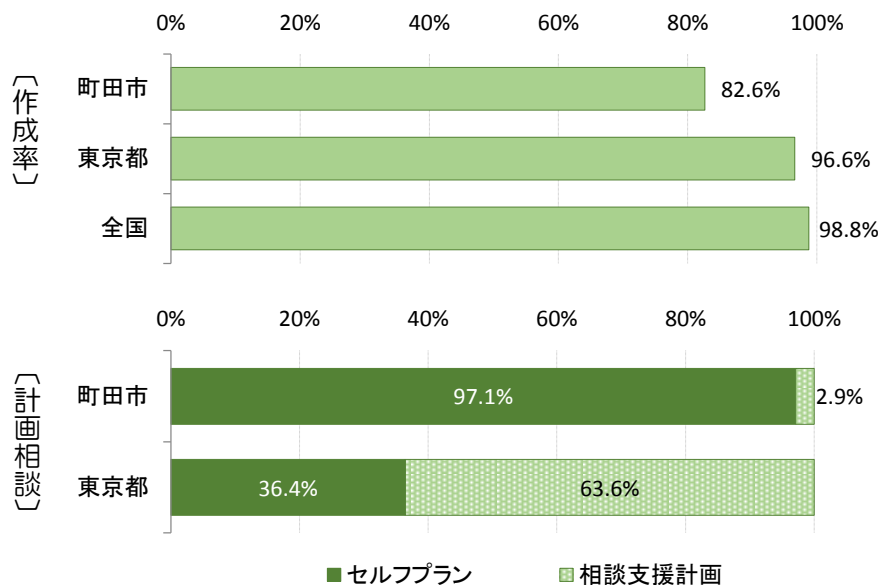


資料：町田市子ども発達支援センターすみれ教室

(2) 障害児相談支援の状況

- サービス等利用計画の作成率は、約 83%となっており、東京都や全国の傾向に比べ、低くなっています。
- 障害児相談支援員等によって作成される「障害児支援利用計画」の割合は著しく低く、セルフプランの割合が約 97%となっています。

■サービス等利用計画の作成について



資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ（平成 28 年 9 月時点）

7 障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制

(1) 障害児通所支援等の提供体制

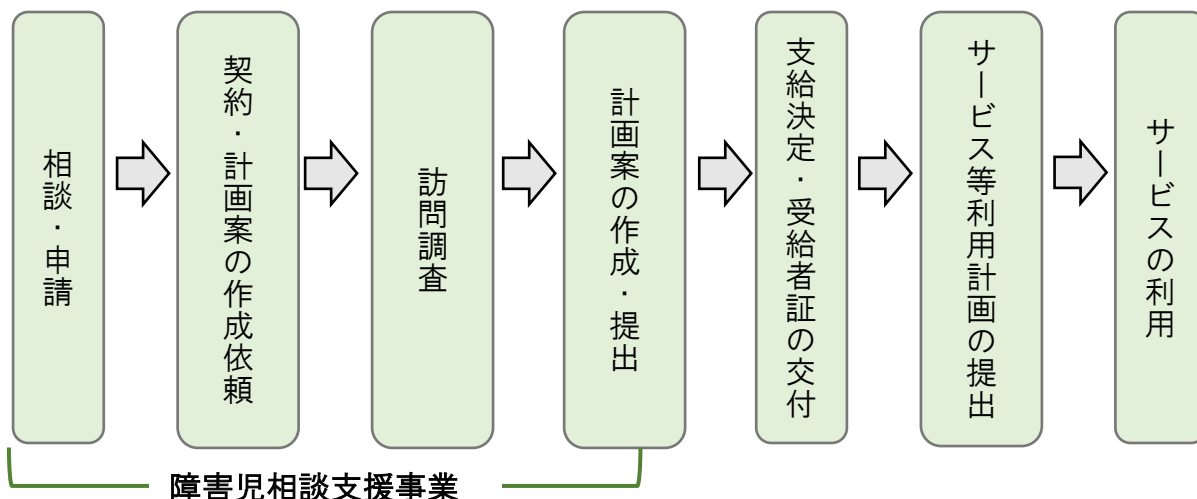
- 障害児通所支援を行う事業者は年々増加しており、2017年度は、児童発達支援 10 か所、放課後等デイサービス 30 か所で行っています。
- 保育所等訪問支援は、町田市子ども発達センターすみれ教室が行っています。
- 障害児相談支援を行う事業所は、7 か所あります。

■障害児通所支援等	年度ごと事業所数 (4/1 時点)						(か所)
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
児童発達支援	3	3	5	5	7	10	
(そのうち、 重症心身障がい児・医療的 ケア児 受け 入れ可能事業 所)	重症心身 障がい児	0	0	0	0	1	2
	医療的 ケア児	0	0	0	0	0	2
放課後等デイサービス	3	8	11	16	23	30	
(そのうち、 重症心身障がい児・医療的 ケア児 受け 入れ可能事業 所)	重症心身 障がい児	0	0	0	0	1	3
	医療的 ケア児	0	0	0	0	1	3
保育所等訪問	0	0	0	0	0	1	
障害児相談支援	0	0	2	3	3	7	

資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

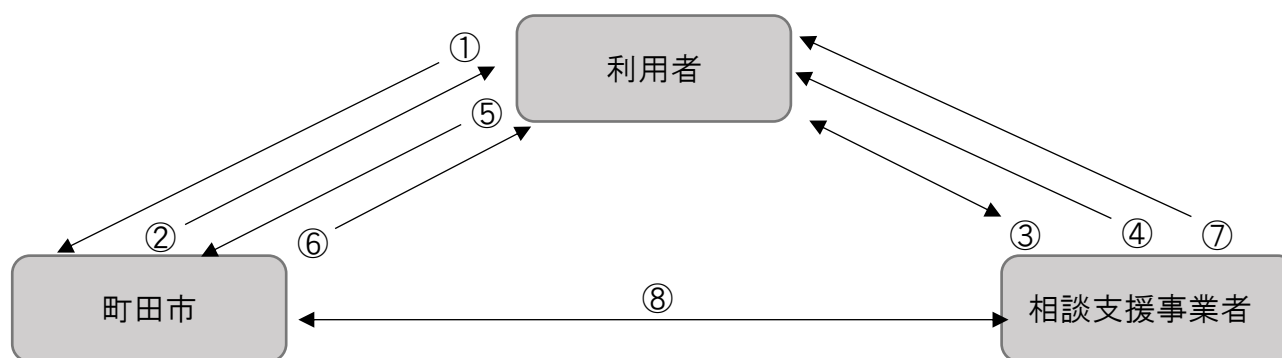
【障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するには】

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するには、申請を行い、障害福祉サービス受給者証の交付を受けて、サービス事業者と利用に関する契約を締結します。障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際しては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成します。



障害児相談支援事業者にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成をしてもらうことで、適切なサービスの組み合わせの提案が受けられ、計画を基に関係者が情報を共有して一体的な支援を受けることができます。特に、子どもが第1子で幼いときには、保護者が子育てや行政サービスの利用に慣れていないため、障害児相談支援サービスを利用することで、子どもや家庭に合ったサービスを選択しやすくなります。

【計画相談支援（障害児相談支援）の仕組み】



①	障害福祉サービス・障害児通所支援の支給申請
②	サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出の依頼
③	計画相談支援（障害児相談支援）の提供について利用契約
④	サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成・交付
⑤	サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出
⑥	障害福祉サービス（地域相談支援）・障害児通所支援の支給決定
⑦	サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の提示・交付
⑧	計画相談支援・障害児相談支援給付費請求・支払

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという考えのもと、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本理念「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を本計画の基本理念として継承します。

2 基本的な視点

発達に支援を必要とする子どもを含むすべての子どもの個性が尊重され、心身ともに安全で健やかな成長を実現するため、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本的な視点を本計画においても継承します。

◇ 一人ひとりの子どもの権利実現

子どもは一人の市民です。子どもも大人の市民と同様に、自分の意見を表明することができ、決定に参画する権利があります。子ども自らが考え行動し、他者と関わりながら成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもへの権利侵害がおきた場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

大人も子どもも相互理解を深めながら、市民として現在と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。

◇ 子どもと親がともに成長する

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する親が多くなっています。

これまでは、親としての自覚や知識・技術を持っていることを前提に支援が組まれてきましたが、現代の子育てには子どもが成長する時、親も新たな体験を積み重ね、ともに成長していく視点が必要です。

子育てスタート期を大切にし、その場だけの助け合いや連携に止まらず、地域での子育て仲間の形成や地域で支え合える土壌づくりをし、子どもも親も地域の人々もともに、成長し合うことが必要です。

◇ 地域の中で家族を孤立させない

子育ての主体は家族にあります。けれども、家族の中で解決できない時や行き詰まった時に、さりげなく相談に乗ってもらったりすることはとても大きな力になるものです。一方では、子育て観・生活観などの多様化により、子育て家族と地域との結びつきに難しさを感じる市民も多くなっています。

多様な地域社会と家族との関わり方に視点を当てた地域活動が柔軟に展開されて、子育ての支え合いのできる地域社会を創ることが必要です。

◇ 市民（子どもと大人）と行政の協働を進める

子どもに関わることは、子どもと大人が協働して取り組んでいくことが必要です。また、市民と行政は、行政がやるべきことと市民ができることの分担と協働を協議し、お互いに責任をもって事業を創り出していくことが大切です。

子どもと大人が協働することによって、当事者の視点が明確になりそれぞれの地域の実情にあった施策や活動の方向性が明らかになります。

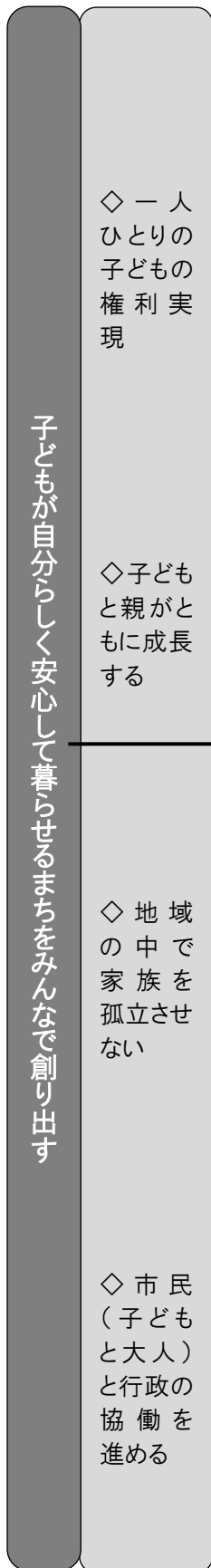
3 基本目標

障がい等の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、新・町田市子どもマスタープランに掲げる3つの基本目標を継承し、本計画を推進します。

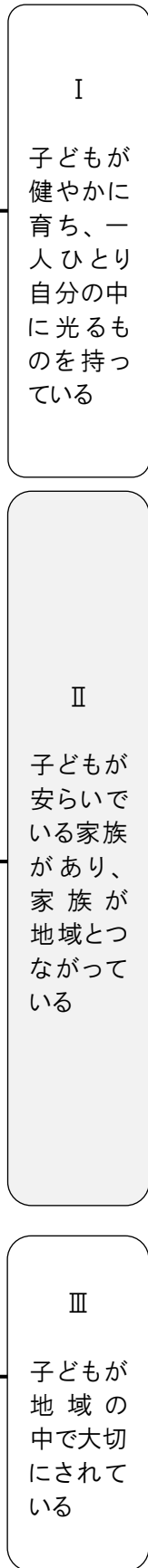
基本目標Ⅰ	子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている
基本目標Ⅱ	子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている
基本目標Ⅲ	子どもが地域の中で大切にされている

4 施策の体系

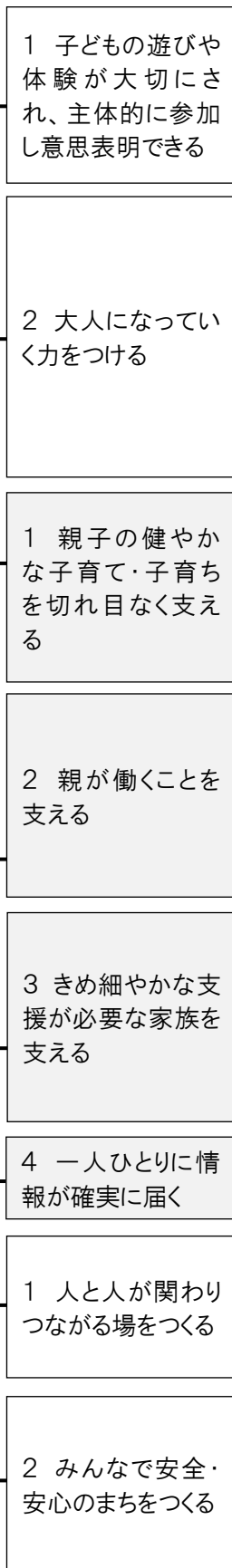
【基本理念／視点】



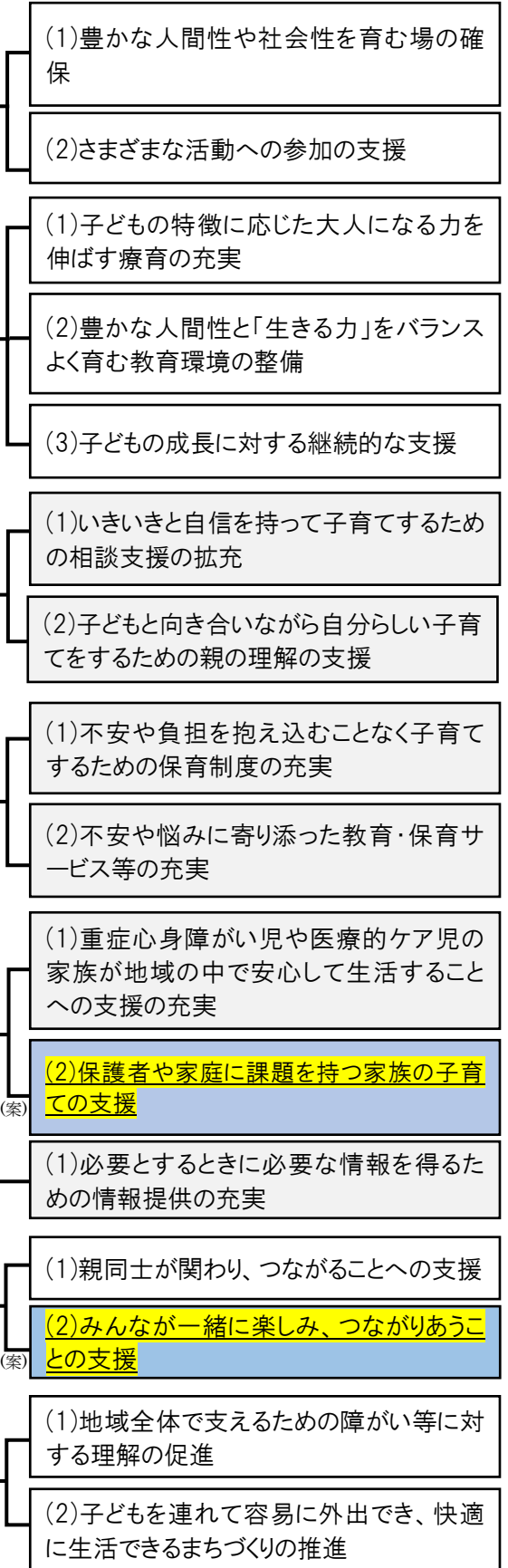
【基本目標】



【目指す姿】



【施策の方向】



5 施策の体系(ライフステージ別・利用機会別)

【施策の方向】		本人			家族	包容	早期発見
		乳幼児期	学齢期	思春期			
	I-1-(1) 豊かな人間性や社会性を育む場の確保						
	I-1-(2) さまざまな活動への参加の支援						
	I-2-(1) 子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実						
	I-2-(2) 豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備						
	I-2-(3) 子どもの成長に対する継続的な支援						
	II-1-(1) いきいきと自信を持って子育てするための相談支援の拡充						
	II-1-(2) 子どもと向き合いながら自分らしい子育てをするための親の理解の支援						
	II-2-(1) 不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実						
	II-2-(2) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実						
	II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援の充実						
案	II-3-(2) 保護者や家庭に課題を持つ家族の子育ての支援						
	II-4-(1) 必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実						
	III-1-(1) 親同士が関わり、つながることへの支援						
案	III-1-(2) みんなが一緒に楽しみ、つながりあうことの支援						
	III-2-(1) 地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進						
	III-2-(2) 子どもを連れて容易に外出でき、快適に生活できるまちづくりの推進						

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人一人自分の中に光るものを持っている

目指す姿1 子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意思表示できる

子どもは一人の市民として尊重される存在であり、権利主体として、あらゆることについて意見を表明することができます。大人は子どもを一人の独立した人格と見るとともに、子ども自身も自分がそうした権利を持っているという認識を、発達に支援を必要とする子どもも含めて等しく持つことが大切です。

そのため、子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とするサービス等の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことが必要です。

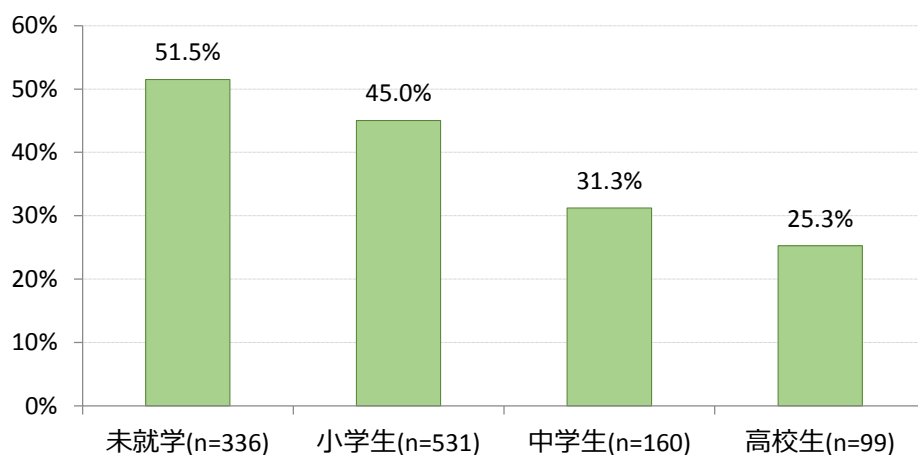
基本施策（1）豊かな人間性や社会性を育む場の確保

現状と課題

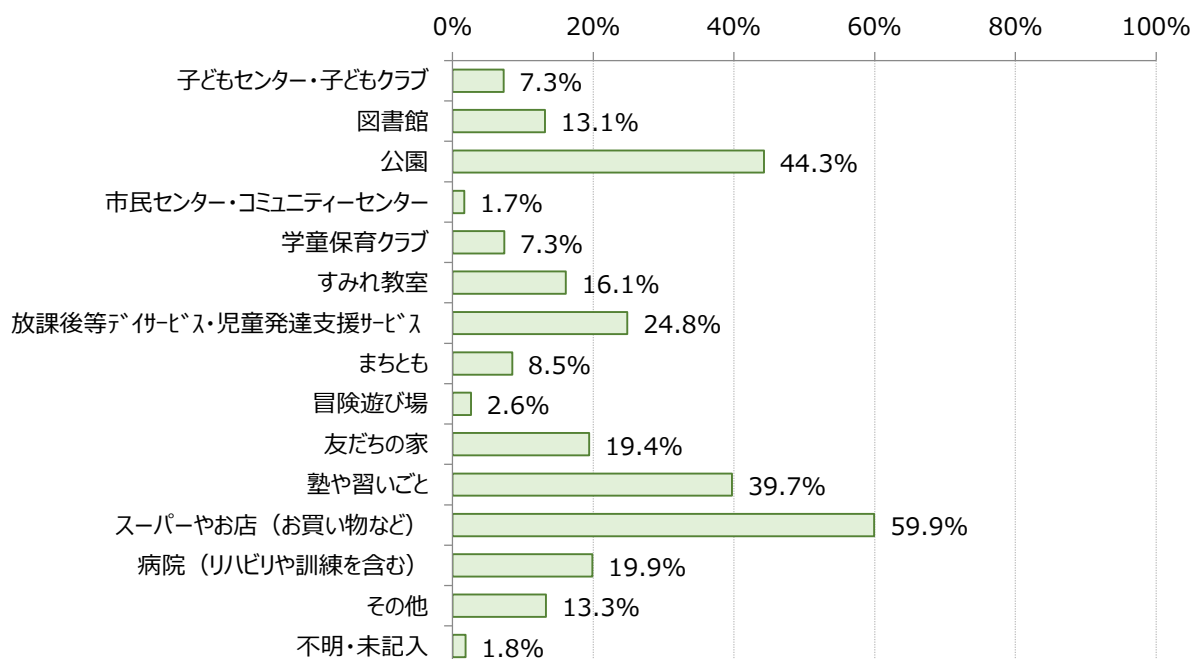
【アンケート調査及び関連データ】

- 健やかに成長するために必要なこととして「子どもの遊びや体験の機会の確保」を挙げる方は、子どもの年齢が低いほど高く、特に未就学児や小学生のニーズが高くなっています。
- 町田市には、「まちとも」や「冒険遊び場」など、子どもが障がいの有無に関係なく交流できる場が整備されています。しかし、実際の利用度は、さほど高くない現状となっています。
- 小学生以下の子どもを対象とする「まちとも」や、すべての年齢層が参加可能な「冒険遊び場」、18歳までの誰もが自由に来て遊べる「子どもセンター」という地域の資源をより積極的に活用することで、子どもたちの交流や活動のさらなる促進が期待できます。

■保護者編:問 11 健やかに成長していくために必要だと思うことのうち、「子どもの遊びや体験の機会の確保」の割合



■保護者編：問 17 主な外出先（冒険遊び場、まちともの利用状況）



施策の方向性

- 子どもが地域で多様な遊びや体験に参加し、多世代交流など、様々な子どもたちとの交流を図り、幅広い人間性をつくるための環境整備を進めます。

取組事業

(子どもマスタープラン P21・P85)

取組	内容				担当課
子どもセンター事業	キャンプやスポーツなど、さまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流し、コミュニケーション能力をはぐくむ場を提供します。				児童青少年課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
「冒険遊び場」の設置	木登りや穴を掘っての泥遊び、基地づくりなど、その場の環境を活かして自由に遊びを考え、楽しむことを通して、自然環境や自己責任というリスクを、子ども自身の判断・挑戦で乗り越える場を提供します。				児童青少年課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P45) (障がい福祉事業計画 P57)

取組	内容				担当課
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、年間36回程度、体を動かすきっかけとして、スポーツ教室を開催します。				障がい福祉課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(障がい福祉事業計画 P57)

取組	内容				担当課
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。				障がい福祉課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(障がい福祉事業計画 P57)

取組	内容				担当課
障がい者スポーツ大会	障がいがある人がスポーツを通じて楽しむための大会を開催します。				障がい福祉課 スポーツ振興課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

第5次町田市障がい者計画

一番だいにしたいこと(基本理念)

「いのちの価値に優劣はない」

町田市では、障がいのある人の施策について1998年からずっと、このテーマをだいにしてきました。わが国が障害者権利条約を受け入れたことをふまえ、「いのちの価値」の意味を次のような視点から深めてみました。

「生命」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、さずかった命を大切に生きていく権利をもっています。

「人生」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、母親のおなかの中で生を受け、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり、家庭をつくったり、豊かな老後を過ごすなど、自分の意思で選んだ人生をおくる権利をもっています。

「生活」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、自分の意思でえらび、働き、地域の中で暮らし、仲間とすごし、自分らしく生活する権利をもっています。

これらの「いのち」の価値は、障がいのある人もない人もみんな平等です。

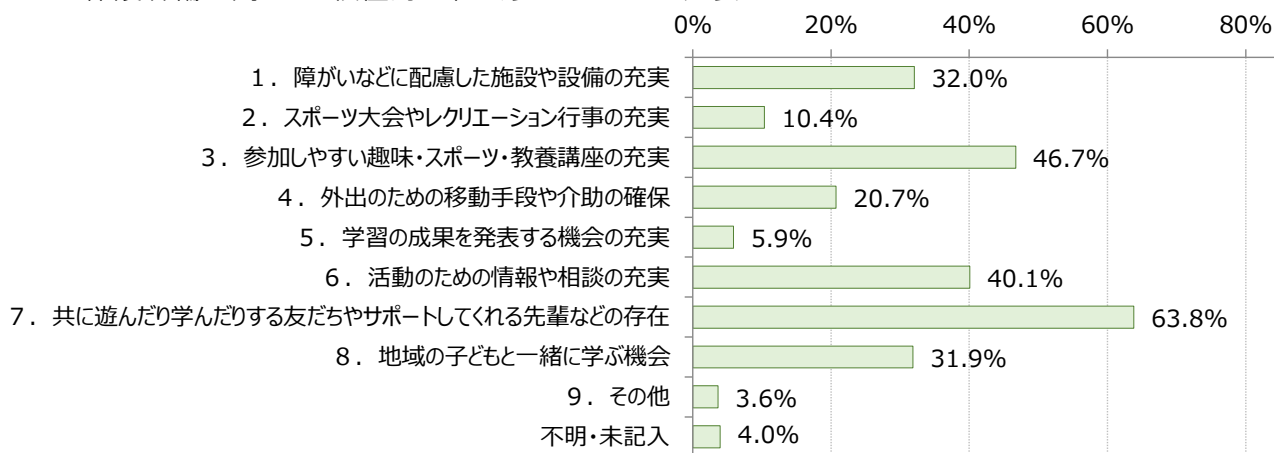
町田市では、市民の誰もがもつこの権利を、一番だいにしたいこととして位置付けています。

現状と課題

【アンケート調査及び関連データ】

・人間関係の構築や、参加ができる場と情報の提供に対するニーズに次いで、施設や設備の整備の割合が高くなっています。また、外出のための介助について 2 割の人が必要と感じています。

■保護者編：問 20 積極的な社会参加のために必要なこと



施策の方向性

- すべての子どもが様々な活動に参加できるよう、外出や社会参加に向けた支援の充実を図ります。

取組事業

取組	内容				担当課
図書の点訳・音訳事業	視覚に障がいのある子どもの読書のため、又は視覚に障がいのある親が子どもに読み聞かせができるようにするため、ご希望の本を点訳・音訳します。				図書館
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

障害福祉サービスのうち、移動支援、同行援護、行動援護や重度障害者等包括支援は、障がい等があるために外出することや行動することが困難な子どもも利用できます。

(障がい福祉事業計画記載事項)

取組	内容	担当課
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動を支援します。	障がい福祉課 (障害) P50

取組	内容	担当課
同行援護	視覚障がい者(児)に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護などを行います。	障がい福祉課 (障害) P31

取組	内容	担当課
行動援護	行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等を行います。	障がい福祉課 (障害) P31

取組	内容	担当課
重度心身障害者包括支援	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護などを包括的に提供します。	障がい福祉課 (障害) P31

目指す姿2 大人になっていく力をつける

子どもは、その成長段階に応じて、役割や責任を果たすことによって、社会を作り上げる一員としての自覚を持っていきます。

発達に支援を必要とする子どもを含むすべての子どもが、身近な地域の教育の場を基本とし、ライフステージ間をつなぎ、必要に応じて適切な療育の機会を選択できる環境を通じ、さまざまな体験や多世代との関わりを積み重ね、人の個性や多様性を認め合い、ともに力を合わせて問題や目標に立ち向かっていくことを学べるよう働きかけるとともに、子どもが持っている伸びる力を支援していきます。

基本施策（１）子どもの特徴に応じて大人になる力を伸ばす療育の充実

現状と課題

【アンケート調査及び関連データ】

- ・未就学児の場合、「発達や保育、教育の相談」を利用している割合が高く、就学以降は、放課後等デイサービスの利用率が成長につれ高くなっています。

■保護者編：問 8 利用している援やサービス

	未就学 (n=338)	小学生 (n=538)	中学生 (n=161)	高校生 (n=101)
発達や育児、教育についての相談	69.8%	17.1%	10.6%	8.9%
児童発達支援サービス	23.4%	3.9%	1.9%	0.0%
放課後等デイサービス	2.1%	27.0%	36.0%	47.5%
保育所等訪問支援サービス	0.9%	0.2%	0.6%	0.0%
病院などでのリハビリや訓練	14.8%	10.8%	13.0%	15.8%
障害児サービスのケアプラン作成支援	2.7%	1.1%	1.2%	3.0%
通っている保育園・幼稚園等や学校での職員や教員の追加的な配置	18.3%	7.2%	3.1%	2.0%
居宅介護	2.1%	0.4%	1.2%	8.9%
ガイドヘルパー	0.0%	0.0%	3.7%	12.9%
短期入所	2.4%	0.4%	2.5%	9.9%
その他	4.4%	13.2%	2.5%	4.0%
特に利用しているサービスがない	4.7%	28.8%	39.8%	29.7%

- ・発達支援や相談などで、市内で広く利用されているすみれ教室の取組みをより活用・強化することや、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れをより促すための施設への支援を行う事が求められています。

障害通所支援の利用状況と量の見込み

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (現在)	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	84人	100人	129人	人	人	人	人
	875人日	942人日	1,330人日	人日	人日	人日	人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	人	人	人	人
	0人日	0人日	0人日	人日	人日	人日	人日
放課後等デイサービス	310人	399人	494人	人	人	人	人
	2,801人日	3,937人日	5,500人日	人日	人日	人日	人日
保育所等訪問支援	0人	1人	6人	人	人	人	人
	0人日	0人日	0日	人日	人日	人日	人日
障害児相談支援	0人	13人	50人	人	人	人	人

【障害児通所支援・障害児相談支援】

障害児通所支援は、療育や訓練等が必要な子どもに、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。「障害福祉サービス受給者証」を取得してからご利用いただけます。

障害児相談支援は、子どもや家庭の状況等を考慮して、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。障害児通所支援利用計画を作成し、通所支援サービスの利用開始後、一定期間ごとに利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学児が対象で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学児が対象で、肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児が対象で、就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス種類や内容を記載した障害児支援利用計画の作成等を行います。

施策の方向性

- 一人ひとりの子どもの発達特性に応じた質の高い療育内容を提供し、大人になる力をつけることができるよう、療育体制の充実を図ります。

取組事業

(子どもマスタープラン P61) (障がい福祉事業計画 P46)

取組	内容				担当課
未就学児への療育事業	発達に支援が必要な未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応機能訓練等を行います。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

【新規事業】

取組	内容				担当課
未就学児療育の提供環境の検討	すみれ教室から遠い地域に住む子どもが、必要な療育を受けられるよう、サービスの提供環境について検討します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用する支援が必要な児童に対し、利用する施設での、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

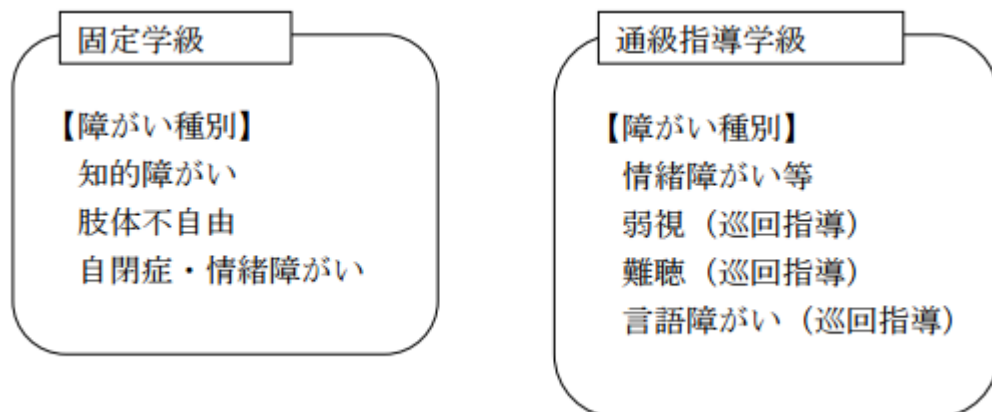
取組	内容				担当課
並行通園事業の拡大	地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、すみれ教室の専門的な療育を提供します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の向上	児童発達支援や放課後等デイサービスの、適切な数や希望の把握に取り組み、どのような障がいがある子どもでもサービスを利用できるように、法人・事業者に協力を求めます。				すみれ教室
指標					
目標(見込み量)	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
居宅訪問型療育事業の実施	集団保育で生活することが困難な重い障がいのある子どもや、慢性疾患のある子どもなどを対象に、家庭に伺って療育サービスを提供します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

現状と課題

- ・町田市では、障がいの種別に応じて、次の特別支援学級を設置しています。

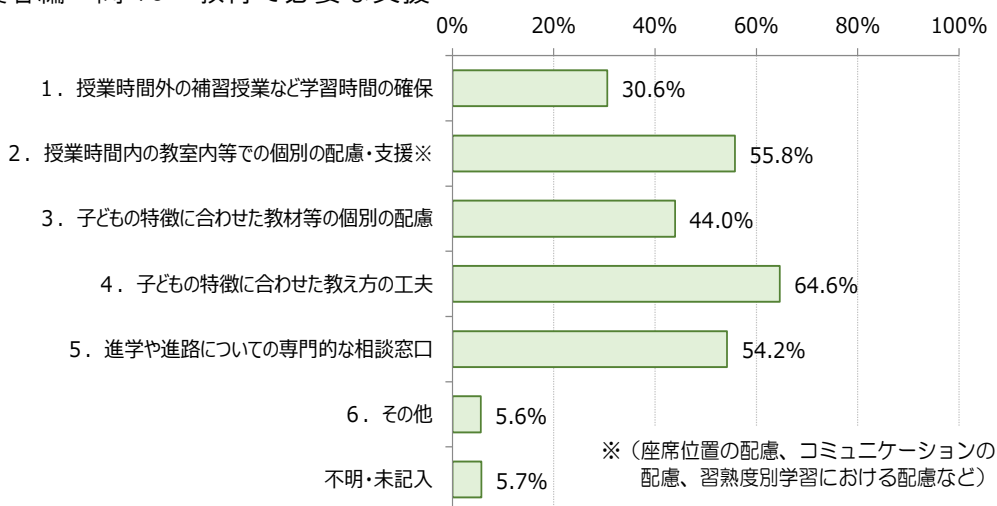


資料：町田市特別支援教育推進計画

【アンケート調査及び関連データより】

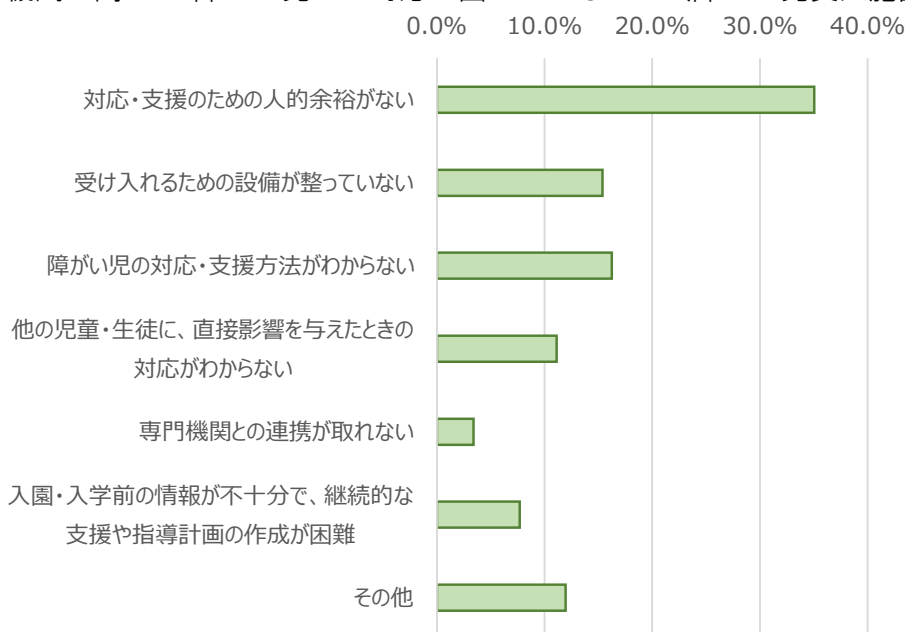
- ・教育に必要な支援について、子どもの特徴に合わせた教え方の工夫や授業時間内での配慮等、進学・進路相談に対するニーズが高くなっています。
- ・特別学級の在籍率が、学年が上がることで高くなる傾向が伺えることから、専門的な対応が可能な教育に対するニーズが、子どもの成長と共に高くなることが考えられます。子どもの特徴や年齢に合わせた教育環境の整備が求められています。

■保護者編：問 15 教育に必要な支援



- ・一方で、子どもが毎日過ごす保育園や学校等の機関における障がい児への対応では、人的資源の不足が最も多く、次に「障がい児への対応・支援方法が分からない」が多くなっており、専門機関からの支援が重要です。

■関係機関：問 11 障がい児への対応で困っていること（障がい児受入施設 n=95）



施策の方向性

- ・特別な配慮を必要とする子どもが、生きる力を育むための適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。

取組事業

(教育プラン P25)

取組	内容				担当課
通常の学級における支援	通常の学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置します。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P36)

取組	内容				担当課
通級指導学級巡回指導の実施	小・中学校における通級指導学級（情緒障がい等）の、巡回指導を実施します。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P40)

取組	内容				担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。				教育センター
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
保育園等での障がい児等の受入れ促進	保育園への障がい児受入れを継続して続けるとともに、これまで受け入れが困難だった医療的ケア児の受け入れ体制を構築します。				保育・幼稚園課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

「町田市教育プラン」

教育目標

町田市教育委員会は、子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

・基本方針1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

次代を担う子どもたちの、生涯にわたって学び続ける意欲を高め、健やかな精神、豊かな心、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きていく力をはぐくみます。

・基本方針2 学校の教育力の向上

さまざまな教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために、教師の指導力を高め、教育環境の充実・整備を進めます。

・基本方針3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した教育の取組を推進し、子どもたちの健全育成や安全の確保を進めます。

・基本方針4 生涯学習の推進

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続け、支え合うことができる社会を目指し、学習の機会や場の充実、環境の整備を進めます。

「町田市特別支援教育推進計画」

計画の考え方

町田市教育委員会は、「教育目標」（「町田市教育プラン」参照）や国の「特別支援教育の理念」を踏まえ、児童・生徒一人一人の教育ニーズを把握し、きめ細かな支援と障がいの特性に応じた指導の充実、教育環境の整備、継続した支援体制の確立等、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、自立や社会参加ができる力や地域の一員として生きていける力を培い、すべての人が障がいへの理解を深めるよう、支え合う地域社会を実現するとともに、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指します。

【町田市の「教育目標」】

町田市教育委員会は、こどもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を損著するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが施用害を通じ、あらゆる場面で学び、支え合うことのできる社会の実現を目指します。

【国の「特別支援教育の理念」】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

基本施策 1 特別支援教育の校内支援体制の確立

基本施策 2 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

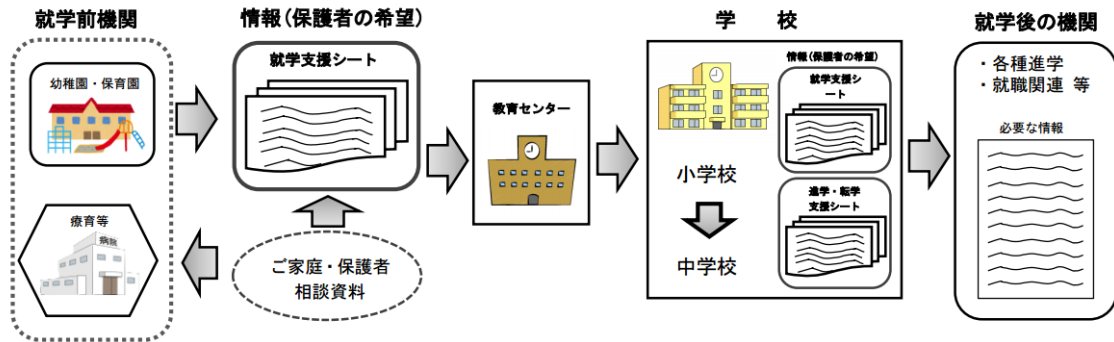
基本施策 3 多様な教育環境の整備

基本施策 4 継続した相談体制・支援体制の構築

基本施策 5 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

現状と課題

- 幼児期から学齢期につなぐために、町田市内及び近隣市の保育園・幼稚園等の年長園児の家庭に、園を通じて、「就学支援シート」を教育センターから配布しています。

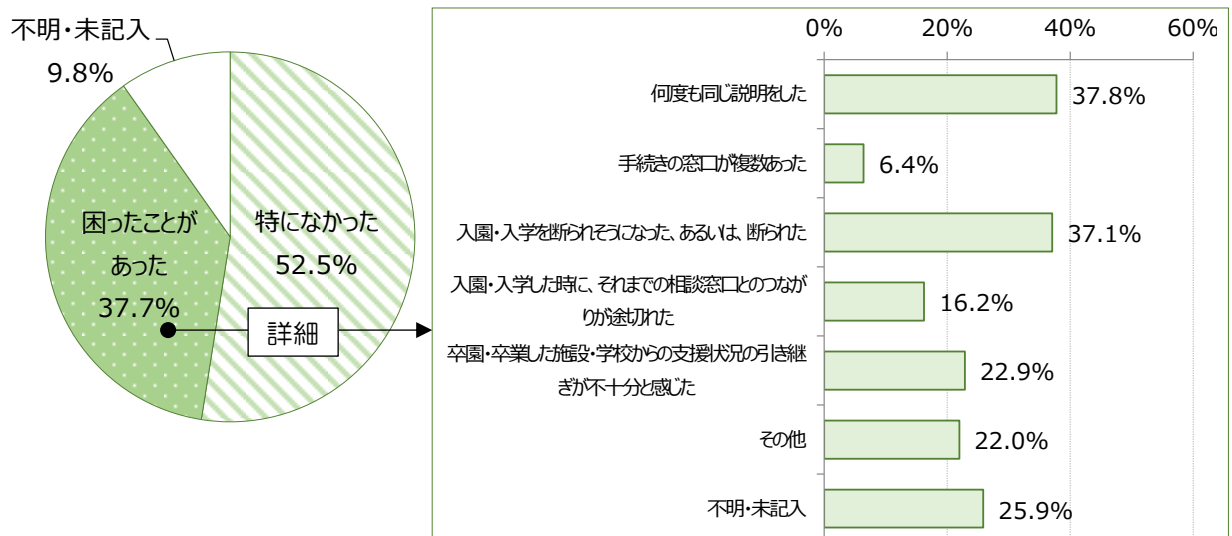


資料：町田市特別支援教育推進計画「就学支援シートの流れ」

【アンケート調査及び関連データ】

- 障がいのある子どもが入園・入学する際に、通園・通学先が変わるときの引き継ぎが不十分であることや、相談窓口のつながりが切れることに困難を感じています。幼児期から学齢期まで一貫した支援が行われる体制の整備が必要です。
- 子どもが毎日過ごす保育園や学校等の機関が作成している指導計画（就学支援シート等）などを活用し、相互の連携を強化し、切れ目のない支援体制を整備することにより、入園・入学する際に、子どもが障がい等を持つことによる負担を軽減させる必要があります。

■保護者編：問 12 入園・入学時で経験した困った事



施策の方向性

- ・進学などによって支援が途切れることがないように、各機関が緊密に連携して、切れ目のない一貫した支援を提供する仕組みを整えます。

取組事業

(特別支援教育推進計画 P37)

取組	内容				担当課
特別支援教育巡回相談員による「就学支援シート」の活用についての指導	「就学支援シート」を引き継いだ小学校に対して特別支援教育巡回相談員が訪問し、その活用について状況を把握し、指導を行います。				教育センター
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P37)

取組	内容				担当課
保育園・幼稚園・すみれ教室等連絡会	保育園、幼稚園等、すみれ教室、小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。				教育センター
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P39)

取組	内容				担当課
進路先への引継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「個別の教育支援計画」の引継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。				教育センター
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P62)

取 組	内 容				担当課
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、何らかの障がい等のある子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。				教育センター
指標					
目標	2017 年度 (現在)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	

基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

目指す姿1 親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える

子どもたち一人ひとりが人間としてかけがえのない存在であることを実感しながら、家族に生まれ、家庭や社会の一員として人との関係を築くことができるようになるためには、身近な大人との関係で安心できることが第一歩となります。そして、大人も子どももともに育ち合うことが重要です。

家庭の状況がさまざまに多様化してきている中、乳幼児期から思春期までを通じて、発達に支援を必要とする子の特性や関わり方について理解を深め、子どもとの関わり方の悩みからくる育児不安をやわらげ、早期に支援につながり、適切な療育を行うことができるよう、相談・支援体制の更なる充実が求められています。

これら、相談支援体制の充実や保育環境の整備、発達支援に関する事業の推進等により、子どもの心豊かな成長と親になる力を身につけるための切れ目のない支援を目指します。

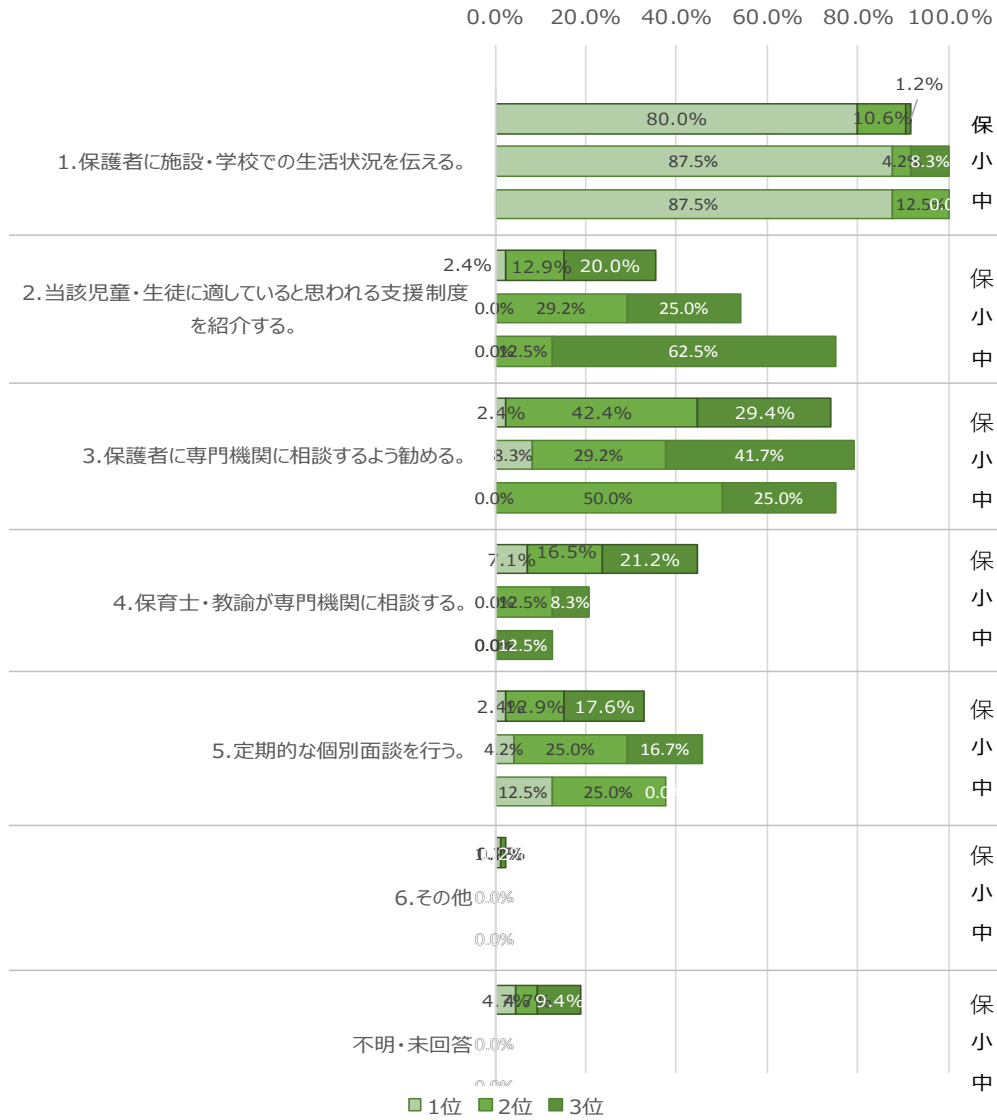
基本施策（1）いきいきと自信をもって子育てするための相談支援の充実

現状と課題

【アンケート調査及び関連データ】

- 子どもが毎日過ごす保育園や学校等の機関において、支援していない子どもも含め、「気になる特徴に気づいている」は約11%で、保育中・教育中に気づくことが多くなっています。
- 一方、保護者は、相談先がわからないために、気になる特徴に気付いてもすぐ相談しなかった状況がみられます。
- 保護者や本人自身が支援を必要と思わないことで、支援につながりにくくなっているため（次基本施策参照）、発見に重要な役割を果たしている保育や教育の場において、支援につなげることができるよう、専門機関とのさらなる情報交換や連携強化が必要です。

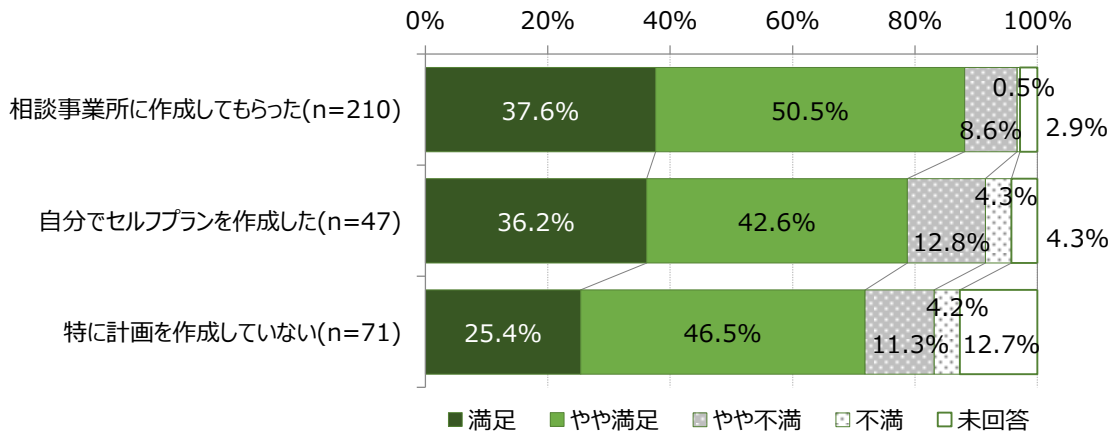
■関係機関：問9 支援につなげるために重要なこと (n=117)



・サービス等利用計画の作成について、専門機関に相談して作成している場合、サービスや計画に対する満足度が高くなっています。

■保護者編：問26 サービス等利用計画について

〔サービスの全般的な満足度〕



- ・誰でも気軽に相談できる体制の整備や相談窓口の周知とともに、相談支援を利用したサービス等利用計画の作成により、より適切なサービスにつながる環境づくりが求められています。

施策の方向性

- ・自分や子どもに合った子育ての仕方などについて、身近で相談しやすい環境を整え、的確に素早く対応できるように体制を充実させます。

取組事業

【新規事業】

取組	内容				担当課
子どもの発達に関する相談機能の拡充	幼児期や学齢期の区別なく相談できるよう、子どもの発達に関する相談について、すみれ教室の相談対象を18歳未満の児童に拡大します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
子育てひろば巡回相談事業	障がい等が明らかでない子どもについても、身近な場所で気軽に発達に関する相談できるよう、子どもの発達に関する専門的な知識を持つ職員が「子育てひろば」を巡回します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

（障がい福祉事業計画 P46）

取組	内容				担当課
障害児相談支援事業	障害児通所支援等のサービスを利用するための支給申請に必要な「障害児支援利用計画案」の作成や、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をすみれ教室で実施します。また、法人・事業者に関与させるなど、障害児相談事業の指定事業者を増やします。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P50)

取組	内容				担当課
各種乳幼児健康診査	各種検診で乳幼児の健康増進、疾病等の早期発見と保護者への育児支援を行います。				保健予防課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

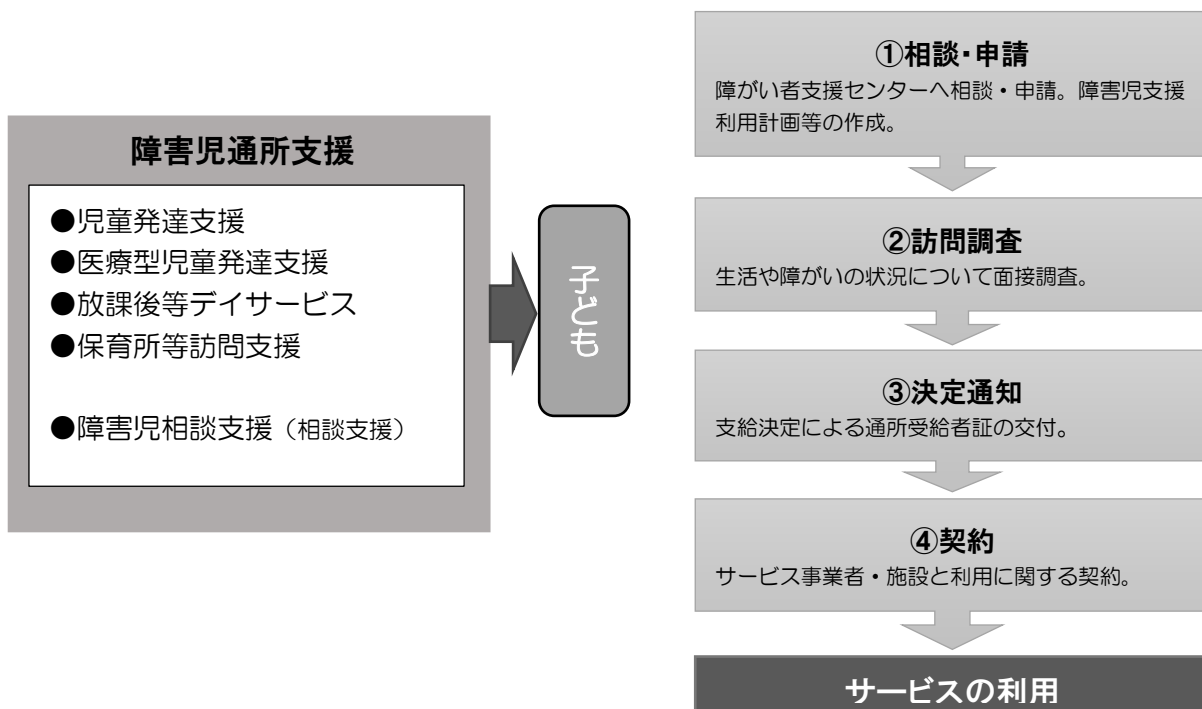
(子どもマスタープラン P85)

取組	内容				担当課
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業や出張子育て相談等を通じて、発達に支援が必要な児童の子育てについて、専門機関であるすみれ教室との連携により子育てを支援する体制の充実に努めます。				子育て推進課
指標					
目標	2017年度(現在)	2018年度	2019年度	2020年度	

【障害児通所支援サービスの利用】

障がい等がある子どもに、適切な療育等の機会を提供するサービスがあります。利用するまでは、①相談・申請、②訪問調査、③決定通知、④契約の流れを経て、サービスを利用することができます。

障害児相談支援は、①の手続きで、子ども本人やその家庭の状況に合ったサービスの選択を支援します。地域の様々なサービスに精通し、障がい児等の相談に関する専門的な訓練を受けた「相談員」が相談を受け、計画作成等を支援します。

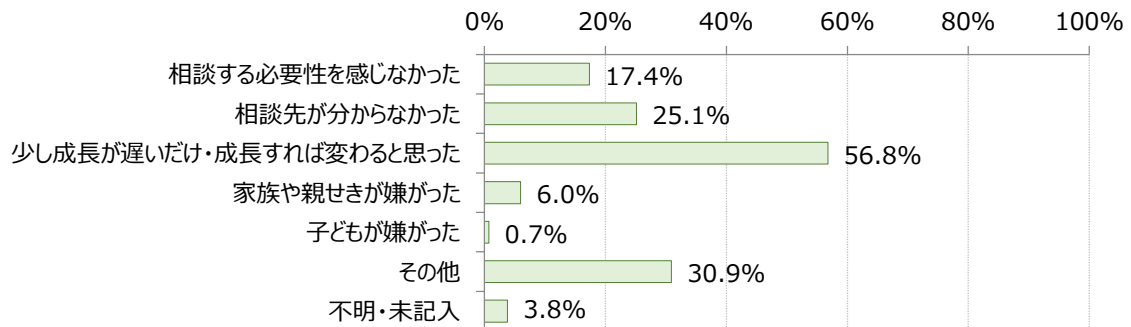


現状と課題

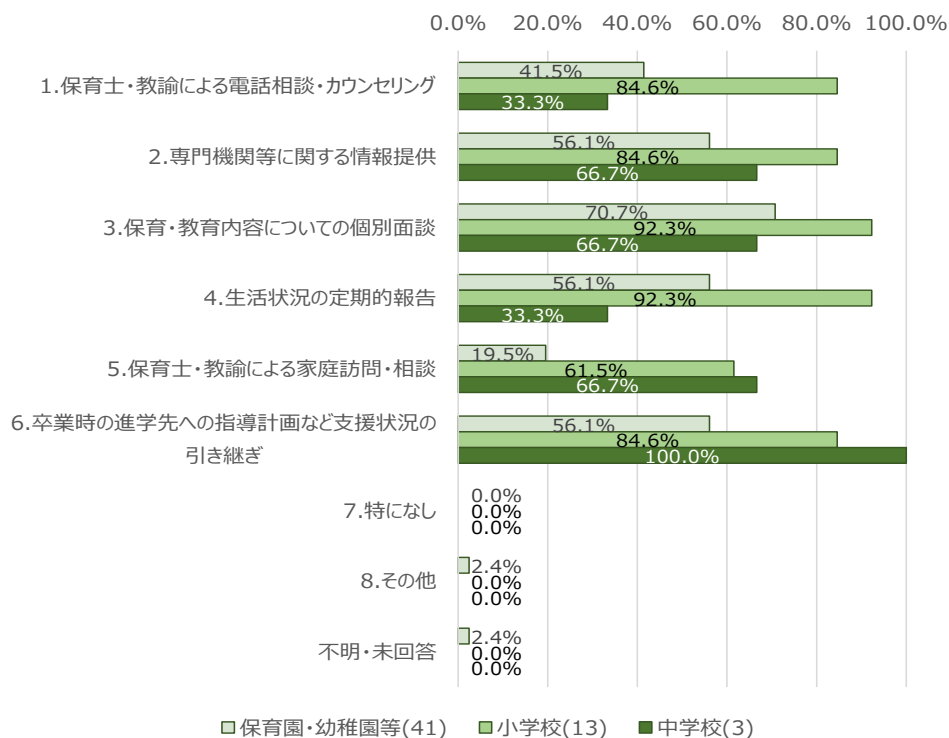
【アンケート調査及び関連データ】

- 発達について支援が必要な場合があることを知らなかったために、気になる特徴に気付いてもすぐ相談しなかった状況がみられます。サービスに対する正しい情報や契約方法が分からなかった保護者も多く、適切な情報提供に関する支援が必要です。障がい等を正しく理解する機会の提供により、早期の支援につながる事が可能になり、保育者の安心感の醸成も期待できます。
- 子どもが毎日過ごす保育園や学校等の機関においては、気になる特徴が見られても、保護者等が支援を必要と思わないために、支援につなげられないと感じており、保護者や子どもたちが、発達に関する支援の必要性や効果などを理解できる機会を増やすことが重要です。

■保護者編：問 23-1 子どもの特徴に気付いてすぐ相談を受けなかった理由



■関係機関：問 14 障がい児の保護者、家庭への支援の実施状況（n=57）



- ・障がいや、対応方法に関する正しい知識や理解を学ぶため、同じ悩みを持つ親同士が交流できる場を設けるなどにより、子どもが適切な支援をうけられるだけでなく、保護者自身が自信を持って子育てができることにつながります。

施策の方向性

- ・子どもと向き合いながら子育てができるよう、親が子どもの特徴について理解を深めるための、勉強会や研修会などの機会の充実を図ります。

取組事業

取組	内容				担当課
保護者研修会の実施	子どもの発達に関することを学び考える機会として研修会を実施し、保護者の理解促進と親同士の交流の機会の場を提供します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
親子通園療育事業	0歳～2歳児とその保護者が、共に療育プログラムに参加することで、その子に合った家庭での接し方などを学ぶことができます。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
ペアレントトレーニング事業	4・5歳児とその保護者に、グループディスカッションや家庭内での子どもへの接し方のシミュレーションなどを通して、子どもの発達の特徴と接し方の理解を深めることができます。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

目指す姿2 親が働くことを支える

就労形態の多様化や共働き世帯が増加している中、育児休業など母親または父親が養育に十分に携わることができ、かつ経済的に自立できるような社会整備が一層求められています。さらに、発達に支援を必要とする子どもの育児を行っている親が、社会からの孤立感、閉塞感をもたず、子育て中でも社会参加できるような環境整備が望まれています。また、発達に支援を必要とする子どものケアをしながら、就労を継続できる環境づくりが求められ、両親が就労している場合でも、心理的ゆとりを持って子どもとの関わりの時間を過ごせるようにすることが必要です。

さまざまな状況の中で切迫した「綱渡り感」を持たずにすむように、保育サービスの質の確保と利用の弾力化が求められています。

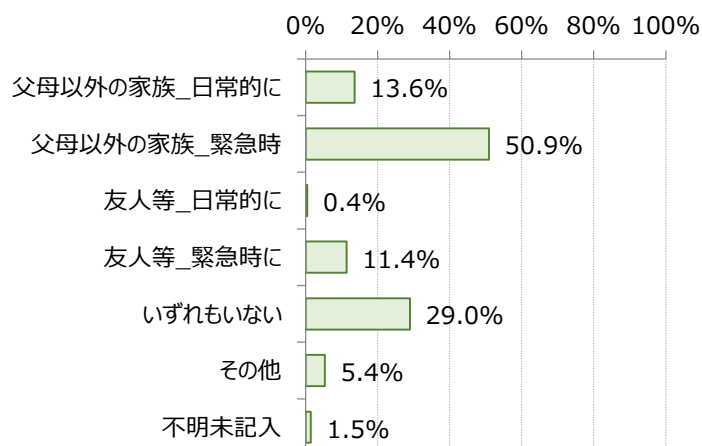
基本施策（1）不安や負担を抱え込むことなく子育てするための保育制度の充実

現状と課題

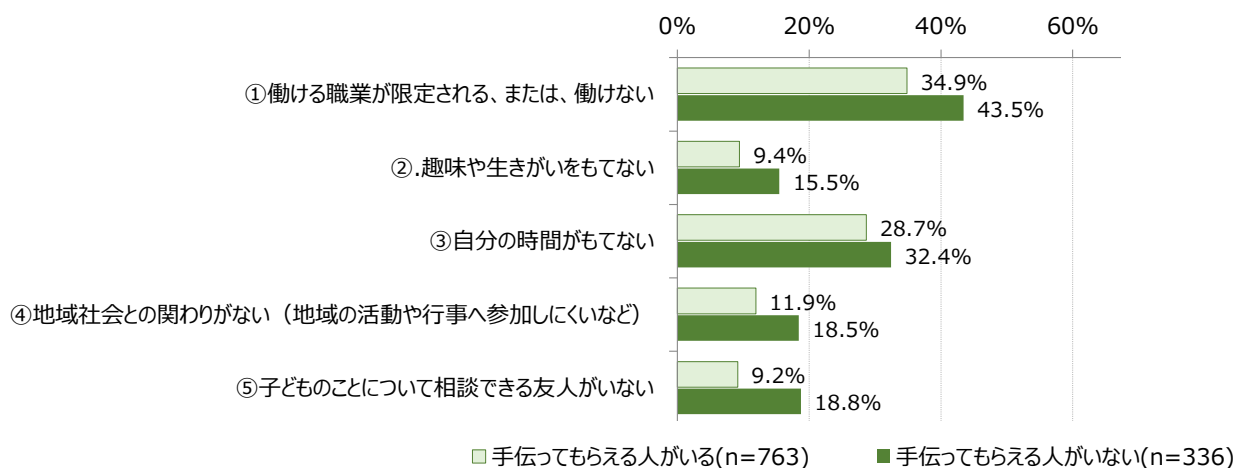
【アンケート調査及び関連データ】

- 日常的に子育てを手伝ってもらえる人は、父母以外の家族も、友人でも少なく、日常的には保護者が他人に頼ることなく子育てを担っていることが伺えます。
- また、緊急時には、過半数の保護者は父母以外の家族の誰かに頼っていますが、友人に頼っている保護者は僅かです。そして、3割の保護者は、日常的にも、緊急時にも全く他人に頼ることなく子育てを担っています。
- 保護者の状況として、子育てを手伝ってもらえない保護者は、「働ける時間が限定される、または働けない」、「自分の時間が持てない」や「地域社会とのかかわりが無い」等の割合が高く、保護者の経済的基盤の不安定さだけでなく、保護者の生活の豊かさが保障されないことや地域社会との関りの希薄さ等を招くことが推察されます。

■保護者編：問7 子育てを手伝ってもらえる人の有無



■保護者編：問 10 手伝ってもらえる人の有無と保護者の状況について



施策の方向性

- ・発達に支援を必要とする子どもの親が、不安や負担を抱え込むことなく子育てができ、働くことができるよう、保育制度の充実を図ります。

取組事業

【再掲】

取 組	内 容				担当課
保育園等での障がい児等の受入れ促進	保育園への障がい児受入れを継続して続けるとともに、これまで受け入れが困難だった医療的ケア児の受け入れ体制を構築します。				保育・幼稚園課
指標					
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	

取 組	内 容				担当課
障がい等の有無に関わらない学童保育クラブの受入れ	障がいの有無に関わらず、保護者の就労等で利用要件を満たす児童は利用することができます。				児童青少年課
指標					
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	

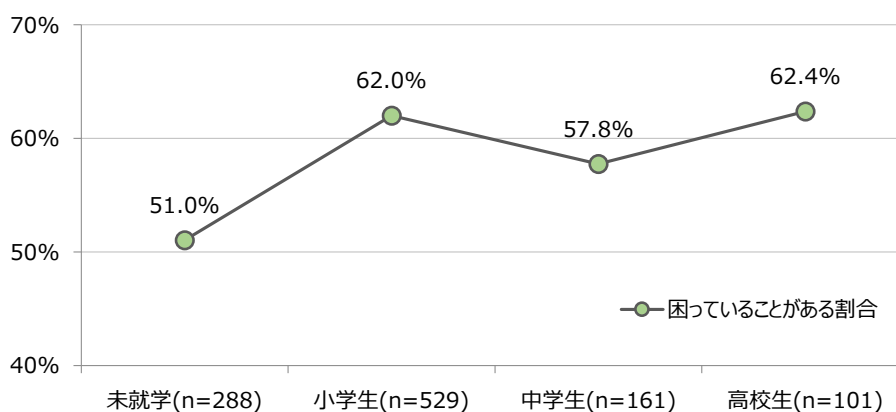
取 組	内 容			担当課
保育所等訪問支援の対象施設拡大	保育所等訪問支援の対象施設を、学童保育クラブや小学校に拡大します。			すみれ教室
指標				
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度

現状と課題

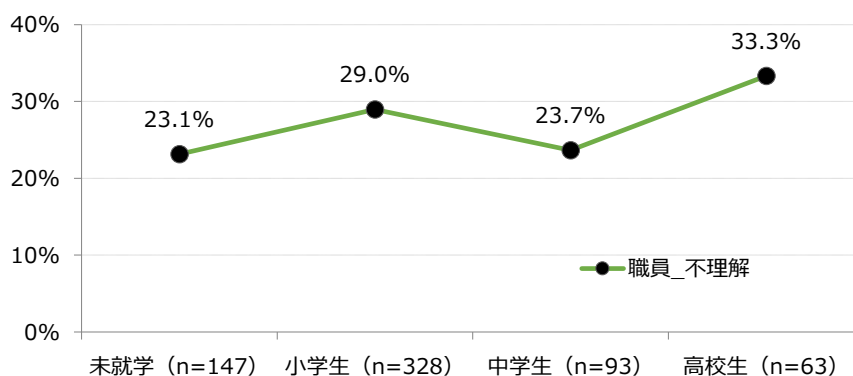
【アンケート調査及び関連データ】

- 子どもの保育園・幼稚園等、学校生活で困っていることがある保護者は、未就学がやや少ないものの、ほぼ過半数の保護者が困っている。また、職員の理解の不足を挙げる保護者も少なくはない。共に、接し方が難しくなる高校生の保護者は多い。
- 保育園・幼稚園等、学校生活において、保護者の悩みを受けとめ、障がい等への正しい理解を促進する教育や相談支援を行うことが求められています。

■保護者編：問 14 子どもの保育園・幼稚園、学校生活での困っていること



■保護者編：問 14 「職員の理解や知識の不足」を選択した割合



施策の方向性

- ・特別な配慮を要する子どものことを理解し、適切なサービスの提供や助言などができる人材を育成するなど、療育や教育・保育サービスの充実を図ります。

取組事業

(子どもマスタープラン P62)

取組	内容				担当課
すみれ教室の地域支援事業	保育園・幼稚園等を対象に専門的な力量を向上させるため、研修及び助言を行います。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P62)

取組	内容				担当課
療育セミナー事業	保育園、幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
療育実地研修	支援の必要な児童への接し方するなど、子どもが通う施設の職員の知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、すみれ教室の療育体験研修を行います。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

【再掲】

取組	内容				担当課
保育所等訪問支援の対象施設の拡大	保育所等訪問支援の対象施設を、小学校や学童保育クラブに拡大します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P33)

取組	内容				担当課
特別支援教育コーディネーターの資質向上 (特教 33)	新任特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための新任特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
放課後等デイサービス事業所連絡会	療育の質の向上と情報共有を図るため、町田市と、市内の放課後等デイサービス事業者との連絡会や研修会を開催します。				障がい福祉課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

目指す姿3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える

重度の障がいや医療的ケアが必要な子どもの家庭の子育ては、親だけではなく、その家庭を取り巻く地域の支援が必要とされています。また、介護が必要な家族がいる家庭や、保護者の健康などに課題がある家庭などの個別の事情や状況に配慮し、それぞれの子育て家庭が、子育ての喜びや充実感を得られ、地域の中で安心して生活が送れるように支援していきます。

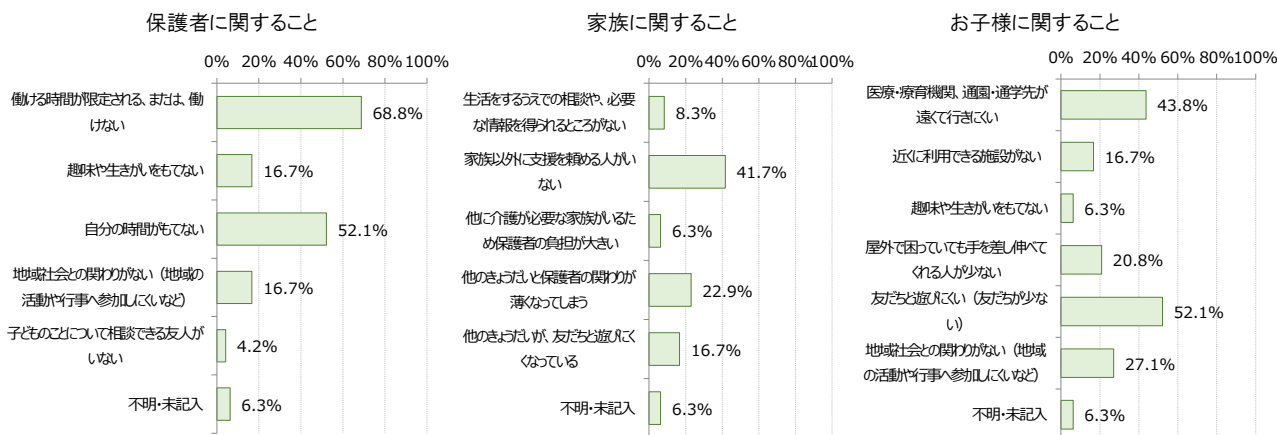
基本施策（1）重症心身障がい児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援

現状と課題

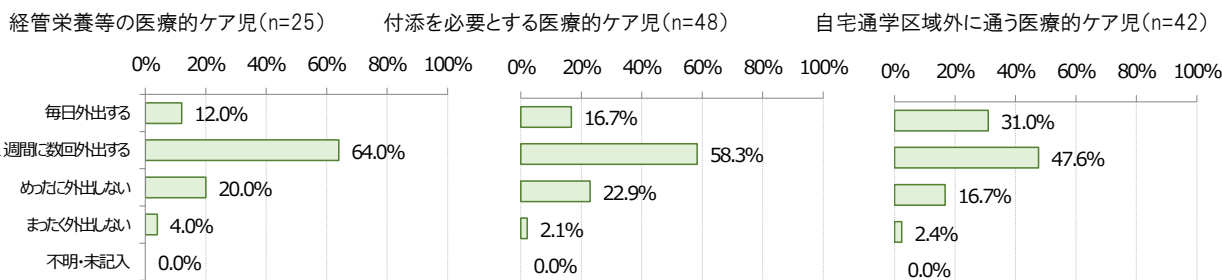
【アンケート調査及び関連データ】

- ・医療的ケアを必要とする子どもは、経管栄養や喀痰吸引・人工呼吸器の使用などの子どもは 25 人、一時的な付き添いや常時の付き添いを必要とする子どもは 48 人、自宅通学区域外に通う子どもは 42 人で、重複を除くと 25 人でした。
- ・保護者の就労が困難であったり、自分の時間が持てないと感じる保護者が多く、他のきょうだいとの関係が薄くなったり、通園・通学等について困難を感じています。

■保護者：問 10 現在困っていること（付添を必要とする医療的ケア児 n=48）



■保護者：問 16 通学・通園以外の外出頻度



施策の方向性

- きめ細やかな支援を必要とする子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

取組事業

【新規事業】

取組	内容				担当課
居宅訪問型療育事業	集団保育で生活することが困難な重い障がいのある子どもや、慢性疾患のある子どもなどを対象に、家庭に伺って療育サービスを提供します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

取組	内容				担当課
重度障害者医療連携支援事業	地域で生活する重度障がい児とその家族を、医療機関と連携して支援している事業者に対し補助します。				障がい福祉課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

【新規事業】

取組	内容				担当課
医療的ケア児への適切な支援のためのコーディネーター配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援を必要な医療的ケア児に、適切な支援を調整するコーディネーターを、すみれ教室に配置します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

【再掲】（特別支援教育推進計画 P40）

取組	内容				担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との共同交流学习の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、すべての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

18歳以上の障がい者を対象とした障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護や重度障害者等包括支援は、障がい等があるために外出することや行動することが困難な子どもも利用できます。

（障がい福祉事業計画 P30・P31）

取組	内容	担当課
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で身体介護（入浴、排せつ、食事の介護）や家事援助等、通院の付き添い、生活等に関する相談・助言その他の支援を行います。	障がい福祉課

取組	内容	担当課
同行援護	外出時に同行し、異動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護などを行います。	障がい福祉課

取組	内容	担当課
行動援護	行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等を行います。	障がい福祉課

取組	内容	担当課
重度心身障害者包括支援	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護などを包括的に提供します。	障がい福祉課

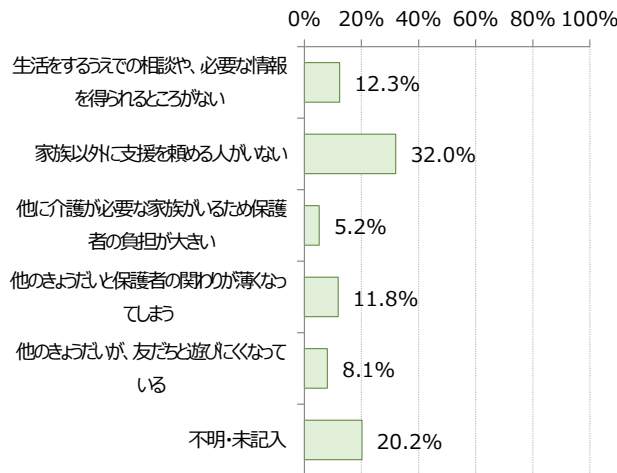
基本施策（２） 保護者や家庭等に課題を持つ家族の子育ての支援（案）

現状と課題

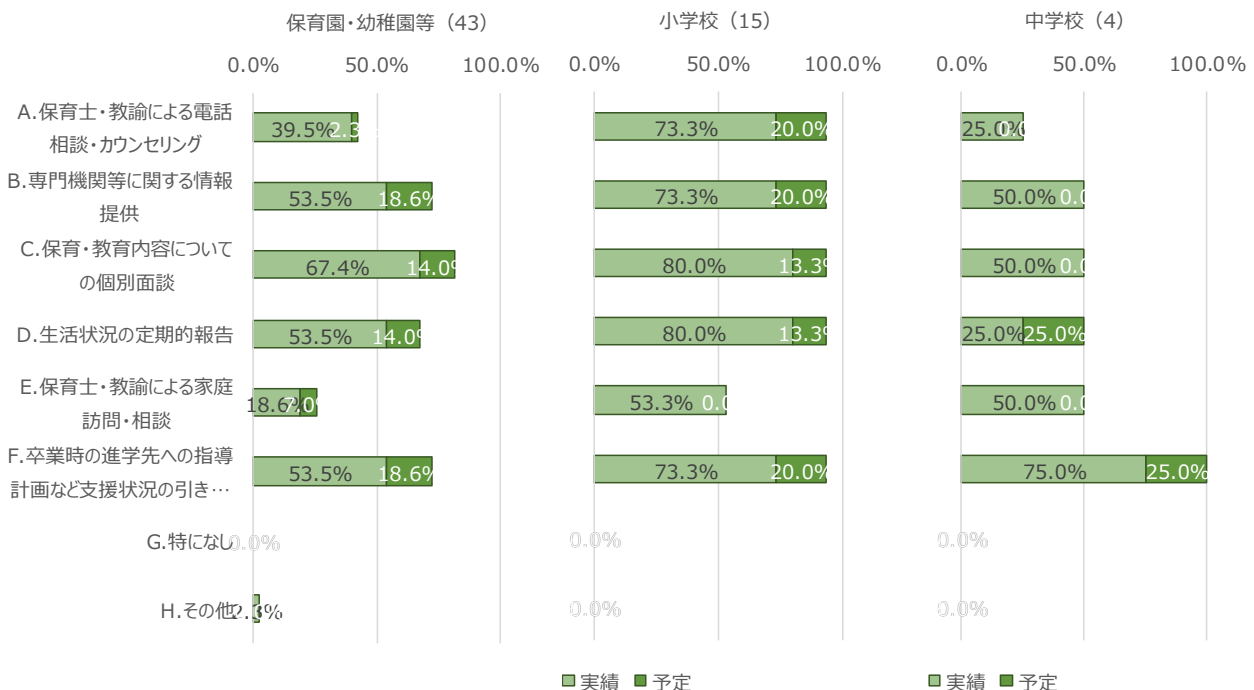
【アンケート調査及び関連データ】

- 家族以外に支援を頼める人がいないとする回答が最も多く、支援を頼みたいのに頼める第三者がいない家庭が3割ある状況です。
- 生活上の相談や必要な情報が得られるところがないとする回答が2番目に多く、必要な相談や情報を受けられていない家庭があることがうかがえます。
- 専門機関等に関する情報提供や、支援状況の引き継ぎは、実施している園や学校が多いものの、今後実施したいとする割合も多くなっています。

■ 保護者：問 10 現在の生活で困っていること（家庭に関すること）



■ 関係機関：問 14 障がい児の保護者、家庭への支援の実施状況



- ・支援を頼みたいのに頼める人がいない家庭や、必要な相談や情報を受けられていない家庭があり、保護者の負担軽減や情報提供とともに、関係機関の連携による支援が必要となります。

施策の方向性

・発達に支援が必要な子どもだけでなく、保護者やその他の家族にも支援が必要な家庭に、必要な情報を確実に提供することや介護者の負担軽減を図り、子育てを支援します。

取 組	内 容			担当課
支援機関との情報共有	保護者や家庭等に課題を持つ家族と関わる様々な支援機関等から適切な情報が提供されるよう、関係機関の協議の場である「子育て支援ネットワーク会議」で情報共有を図ります。			すみれ教室 子ども家庭支援センター
指標	開催回数			
目標	2017 年度（現在）	2018 年度	2019 年度	2020 年度

目指す姿4 一人ひとりに情報が確実に届く

安心して子どもが育ち、親が子育てができるためには、必要な人に情報が的確に届かなければなりません。また、必要とする情報が多様な子育て情報に加え、発達支援に関する情報も適切に届けられるためには、情報の入手手段が多様化している中において、情報が分かりやすく適切に整理されて届けられることが必要です。

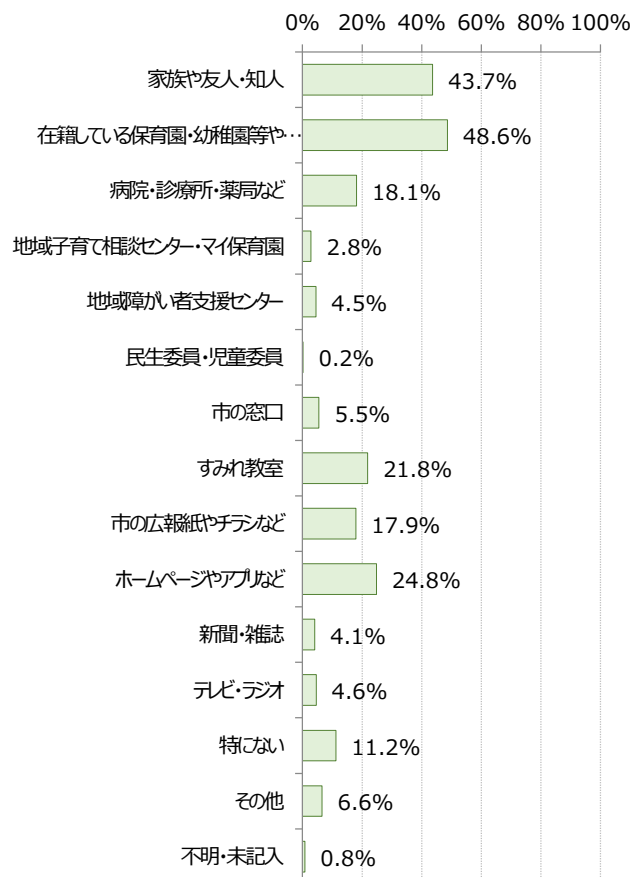
基本施策（1）必要とするときに必要な情報を得るための情報提供の充実

現状と課題

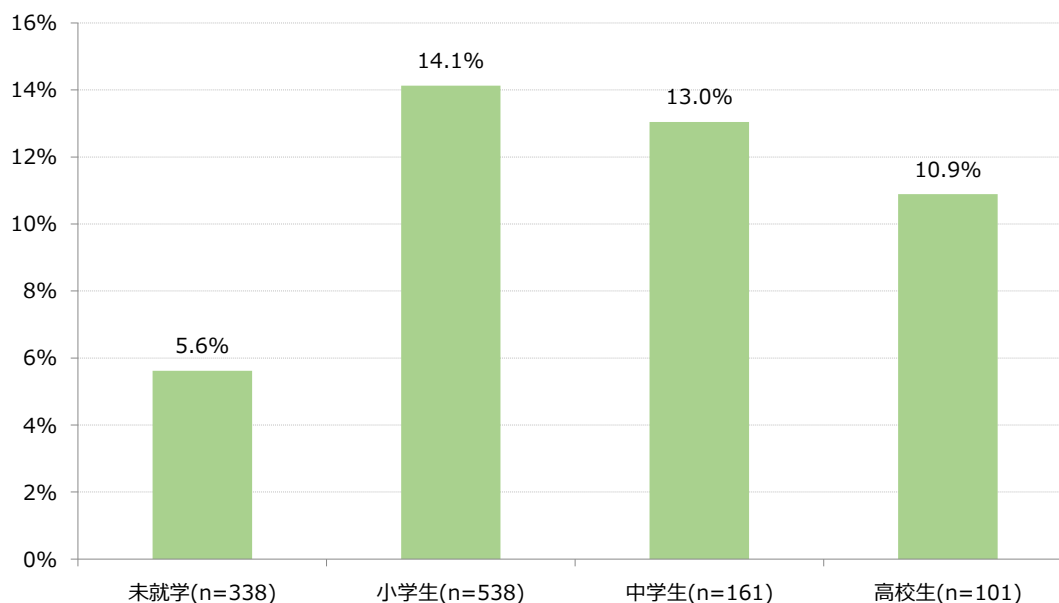
【アンケート調査及び関連データ】

- ・保護者は、在籍している保育園・幼稚園等や学校が最も多く、次に家族や友人・知人、3番目に、ホームページやアプリなどから情報を得ています。
- ・情報源として、市の窓口と地域障がい者支援センターは低い状況にあり、情報源が特にないと回答した保護者もいます。
- ・情報源について「特にない」と回答した保護者は、小学生で最も多く、中学生、高校生と続き、未就学児が最も少ない状況です。

■保護者：問9 保護者の情報源



■保護者：問9 在籍別にみた情報源が特にならない保護者の割合



- 情報源としては、在籍している施設や家族・友人が高い割合となっていますが、ホームページやアプリの割合も多くなっています。これらの情報源の利用をより活性化させるとともに、情報を得られていない層に対する周知を工夫することで、誰でも情報から孤立されることがないようにする必要があります。
- そのため、多様なメディアを活用した情報発信が必要です。

施策の方向性

- 多様な手段を活用して、常に新しい情報をきめ細かく発信し、必要とするときに必要な情報が、一人ひとり確実に届くようにします。

取組事業

取組	内容				担当課
まちだ子育てサイトや母子健康手帳アプリの活用	『分かりやすい』『見やすい』『検索しやすい』子育て情報サイト「まちだ子育てサイト」や、母子健康手帳アプリで、発達に支援が必要な子どもとその保護者に向けた情報を発信していきます。				すみれ教室 子ども総務課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

目指す姿1 人と人が関わりつながる場をつくる

子どもや子育てしている人が自立するためには、一人ひとり力を出し合って友だちや他の人とつながり、支え合うことが必要です。

発達に支援を必要とする子どもの親が、同じ状況を抱える親同士と関わり、つながることで、子育てに対する不安の解消を図る必要があります。また、地域みんなが、障がい等に対する正しい知識を得ることで、障がい等の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加と包容（インクルージョン）を進め、子どもや子育てをしている人が安心して暮らせる関係と環境をつくりまします。

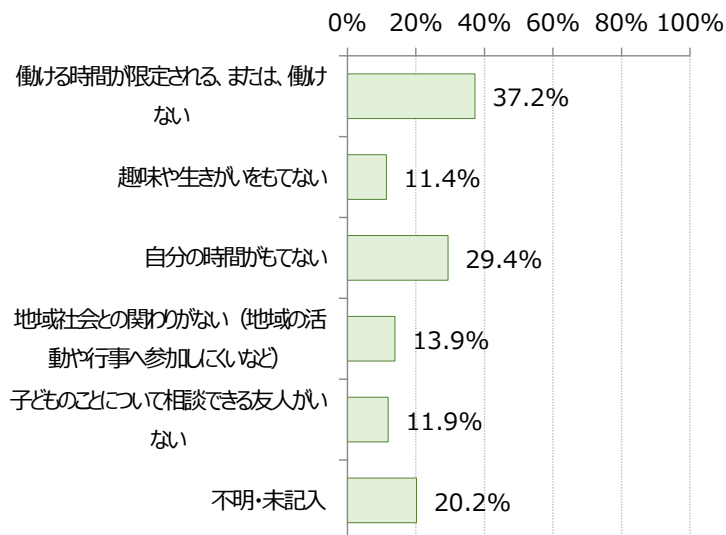
基本施策（1）親同士が関わり、つながることへの支援

現状と課題

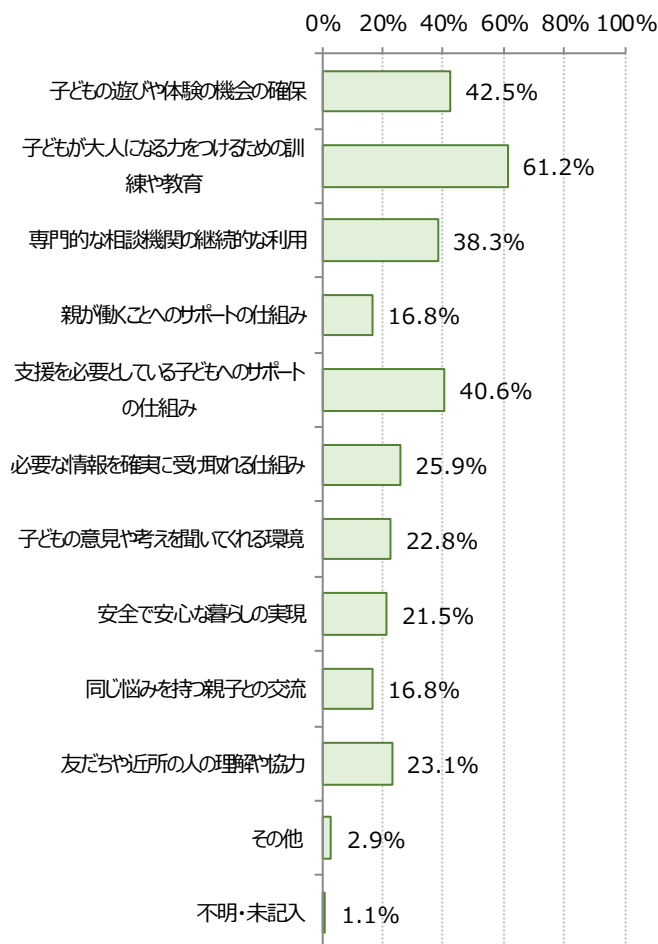
【アンケート調査及び関連データ】

- 地域社会とのかかわりがいい保護者と、子どものことについて相談できる友人がいない保護者は、それぞれ多くはありませんが、これらによって困っている家庭もいます。

■保護者：問 10 現在の生活で困っていること（保護者に関すること）



■保護者：問 11 子どもが成長するために必要なこと



- 地域社会とのかかわりがない保護者と、子どものことについて相談できる友人がいない保護者は多くはないものの、孤立しがちな家庭が存在しています。また、親子の交流のニーズもあり、親同士や親子同士の交流により、情報の共有やつながりの幅を広げる環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 親同士が交流でき、子育てなどの悩みについて話し合うなど、親同士が関わりつながることができるよう支援します。

取組事業

【再掲】

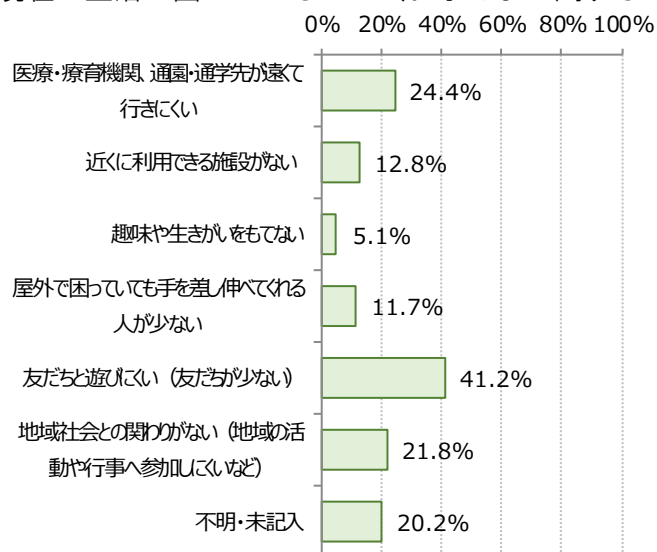
取組	内容				担当課
ペアレントトレーニング事業	4・5歳児とその保護者に、グループディスカッションや家庭内での子どもへの接し方のシミュレーションなどを通して、子どもの発達の特徴と接し方の理解を深めることができます。保護者同士がつながる場にもなっています。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

現状と課題

【アンケート調査及び関連データ】

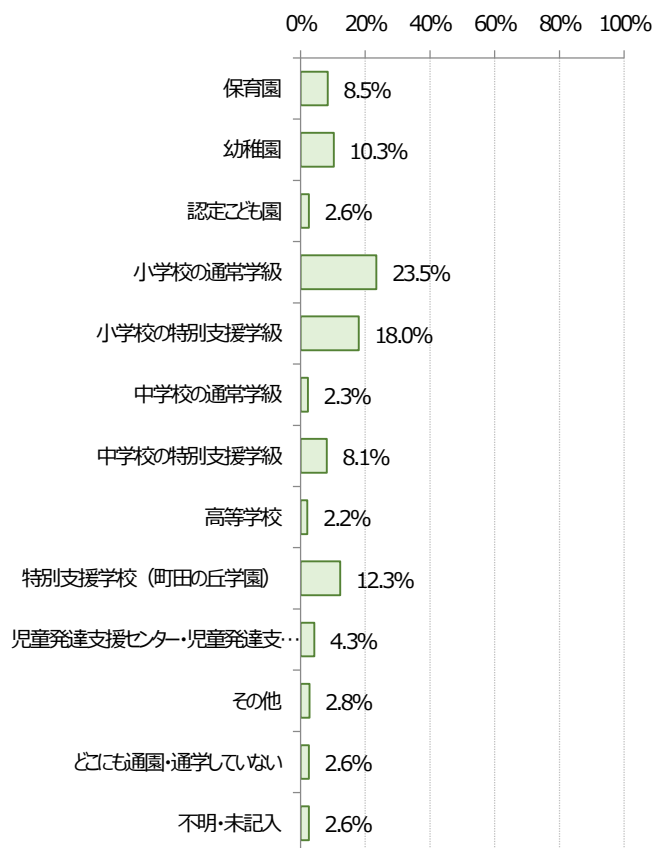
- 発達に支援を必要とする子どもについて、子どもが友だちと遊びにくい、友だちが少ない、地域社会との関わりがないと感じている保護者が多くなっています。
- 共に遊んだり学んだりする友だちやサポートしてくれる先輩の存在や、地域の子どもと一緒に遊んだり体験できる機会を望む保護者が多い状況です。

■保護者：問 10 現在の生活で困っていること（お子さまに関すること）



- 発達に支援を必要とする子どもの通園・通学先は、特別支援学校が約 12%で、小中学校の特別支援学級が約 26%であり、保育園・幼稚園等や小中学校の通常の学級は、約 49%と、約半分の子どもは支援を必要としない子どもと一緒に過ごしています。

■保護者：問 13 通園・通学先



- ・子どもが友だちと遊ぶ機会が少ないことや、地域社会との関わりがないことに困っている意見がある中で、ともに遊び・学び・サポートしてくれる仲間づくりや、子どもの遊びや体験の機会の確保が求められています。

施策の方向性

- ・障がいの有無に関わらず、子どもが地域の中でさまざまな人と交流し、一緒に楽しみ、つながりあうことができるよう支援します。

【新規事業】

取組	内容				担当課
パラスポーツ体験会	パラリンピック種目等の障がい者スポーツの体験会を行います。スポーツと一緒に楽しむことで相互理解を図ります。				スポーツ振興課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P40)

取組	内容				担当課
交流及び共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても近隣の特別支援学級の設置校と連携し交流を図ります。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P32)

取組	内容				担当課
通常の学級の教員に対する指導内容の充実	都立町田の丘学園の学校公開に全ての学校から参加し、特別支援教育への理解を深める機会とします。また、既存の大学連携研修の特別支援教育に関する講座について、全ての教員が受講し、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(特別支援教育推進計画 P32)

取組	内容				担当課
特別支援学級担任の指導技術の活用	特別支援学級の担任が、特別支援学級未設置校への訪問、聞き取りなどにより、通常の学級における指導場面で指導技術が活用できるように、必要に応じて助言を行います。				教育センター
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P82)

取 組		内 容			担当課
子どもセンター・子どもクラブ整備事業		障がいの有無に関わらず、すべての0歳から18歳までの子どもが集い遊べる「子どもクラブ」を、市内で需要が高い中学校区から整備し、身近な場所で子ども同士が楽しみ交流できる環境を整えます。			児童青少年課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

目指す姿2 みんなで安全・安心のまちをつくる

子どもが安心できる環境を保障するとともに、すべての子どもと親が、保育や教育の場も含めてすべての場において、互いの個性を尊重し合い、楽しく一緒に過ごすことができる社会づくりが求められています。また、子育てしている人や障がいのある人など、全ての人が安心して暮らせるためのまちづくりが必要です。

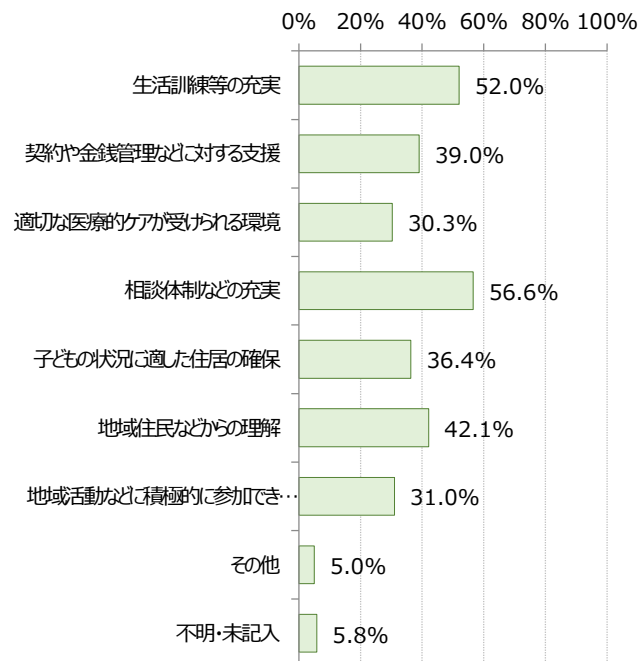
基本施策（1）地域全体で支えるための障がい等に対する理解の促進

現状と課題

【アンケート調査及び関連データ】

- ・発達に支援を必要とする子どもが地域社会の一員として生活するためには、自立して生活できるようになるための支援以外に、地域住民などからの理解や地域活動などに積極的に参加できる環境が求められています。

■保護者：問 19 地域社会の一員として生活するための支援



施策の方向性

- ・地域や住民の障がい等についての理解を促進し、地域みんなで子どもやその家庭を支え、安心して子育てできるまちを推進します。

取組事業

【新規事業】

取 組	内 容				担当課
理解促進のためのリーフレット等の作成	保護者や地域、企業に向けて、発達に支援の必要な子どものことを分かりやすく紹介し、どのような支援ができるのかについて考えるきっかけとなるリーフレット等を作成します。				すみれ教室
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

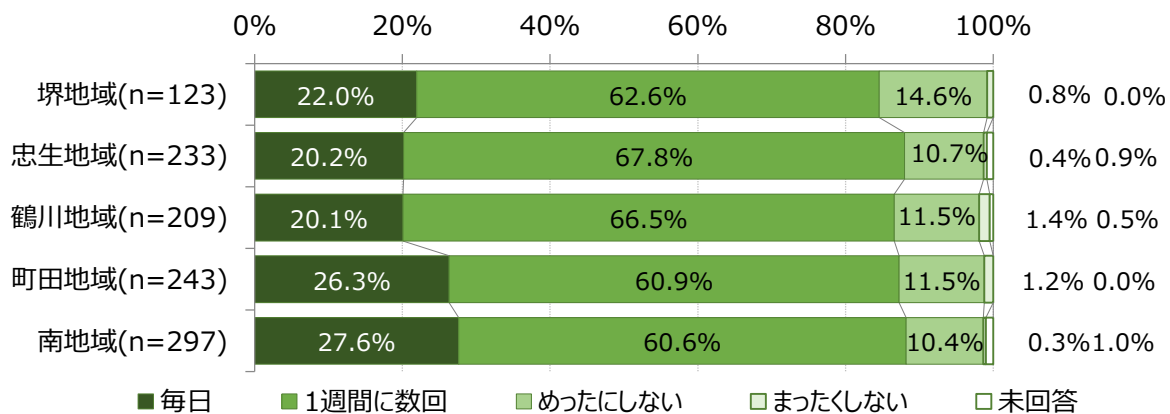
現状と課題

- ・町田市では、福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備を推進してきました。

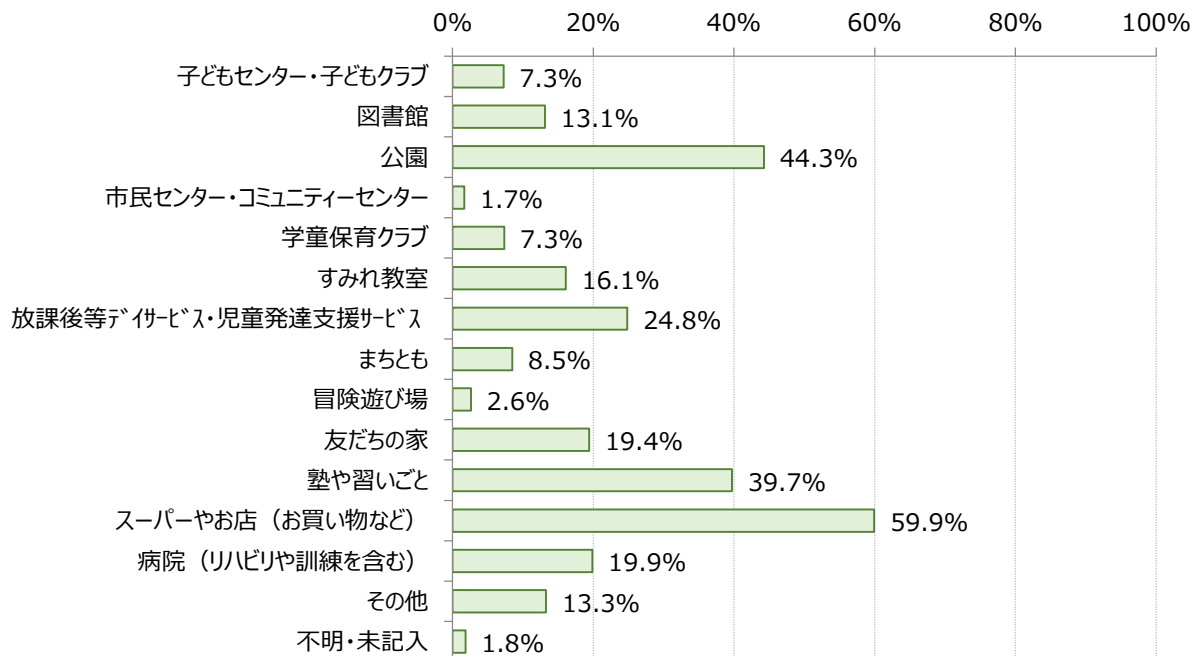
【アンケート調査及び関連データ】

- ・外出状況においては、地域別では大きな差は見られませんが、毎日外出すると割合では、町田地域や南地域が、多少高い割合となっています。

■保護者：問 17 外出状況



■保護者編：問 17 主な外出先



- ・通園・通学以外の外出先としては、スーパーやお店が最も多く、次いで、公園、塾や習いごとと続いています。障がいを持つ子どもが地域や社会への積極的に参加するためには、障がいなどに配慮した施設や設備の充実、外出のための移動手段や介助の確保などがが必要です。

施策の方向性

- ・支援を必要とする子どもやその保護者が、容易に外出でき、安全・安心で快適な生活環境づくりを進めます。

取組事業

(障がい者福祉計画 P31)

取組	内容				担当課
公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の促進	公共施設のバリアフリー化、車いす使用者の駐車スペースの整備などを進めるとともに、公共交通機関のバリアフリー化、障がいがある人に配慮したまちづくりを進めます。				福祉総務課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

(子どもマスタープラン P31)

取組	内容				担当課
赤ちゃん・ふらっと	子育て家庭が気軽に外出できるよう、授乳、調乳、オムツ替えができる施設を整備します。				子ども総務課
指標					
目標	2017年度（現在）	2018年度	2019年度	2020年度	

第5章 計画の推進

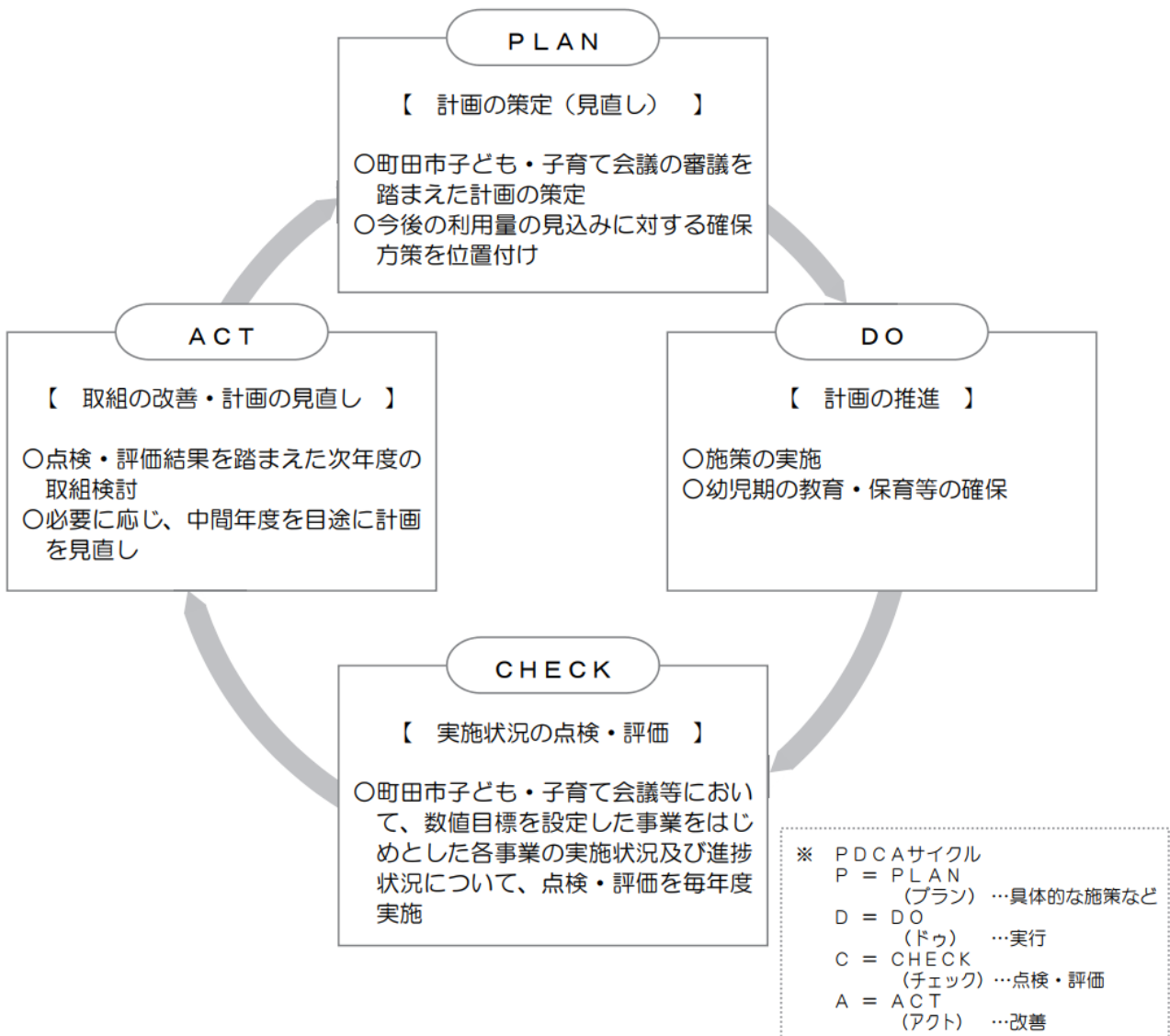
第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

■PDCA サイクルと町田市子ども・子育て会議の役割



2 関係機関と連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、計画を推進します。

また、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、親の会、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き子どもの発達に関する支援を推進していきます。

參考資料

参考資料

- ・意識調査（アンケート・ヒヤリング）の実施結果
- ・諮問書・答申書
- ・子ども子育て会議条例
- ・子ども子育て会議委員名簿
- ・庁内検討会委員
- ・事務局
- ・計画策定の経過

索引